風水害等応急対策・復旧復興対策編

《風水害等応急対策・復旧復興対策編》

目 次

[風水害応急対策]

第1章 災	〈害警戒期の活動	1
第1節	気象予警報等の伝達	1
第2節	気象観測情報等の収集伝達1	6
第3節	水防警報及び水防情報1	9
第4節	組織動員体制 2	3
第2章 掣	拳戒活動4	5
第1節	水防活動4	
第2節	土砂災害警戒活動	
第3節	ライフライン・交通警戒活動5	
第4節	避難誘導5	
第3章 災	《害発生後の活動7	1
第1節	被害情報収集・報告7	1
第2節	通信手段の確保7	9
第3節	広報・広聴計画8	2
第4節	応援・派遣要請・支援8	7
第5節	消火・救助・救急活動9	7
第6節	医療救護活動10	1
第7節	交通輸送対策10	6
第8節	公共土木施設等・建築物応急対策11	8
第9節	被災生活の長期化と問い合わせへの対応12	1
第10節	災害救助法の適用12	3
	5.急対策活動	
第1節	生活救護に関する計画12	
	応急教育等対策 13	
	建築物・住宅応急対策14	
第 / 篩	ボランティアの母入わ 14	口 に

第5節	海外からの支援の受入れ	147
第6節	要配慮者への支援	148
第7節	遺体対策	152
第8節	保健衛生活動	156
第9節	廃棄物処理対策	159
第10節	社会秩序の維持	166
第11節	ライフラインの応急対策	168
第12節	農業関係応急対策	175
第13節	義援金品の受付・配分	177
	[事故等災害応急対策]	
第1節	林野火災等応急対策	181
第2節	市街地災害応急対策	184
第3節	危険物等災害応急対策	
第4節	突発重大事故に対する応急対策	194
	〔風水害等復旧復興対策〕	
第1章 牛	E活の安定	197
カェ キ ユ 第1節	-16の女だ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197
第2節	被災者の生活再建等の支援	
	中小企業の復旧支援	
第4節	農業関係者の復旧支援	
	長来宮所有の後山又後 ライフライン等の復旧	
舟 ひ 即	ノイ ノ ノイ マ 守り後旧	411
筆り音 作	勇興の基本方針	215

[風水害等応急対策]

風水害等応急対策の市が行う応急措置等については、「風水害等応急対策 第1章 第4節 第5 職員の動員配備」以降は市災害対策本部が設置された場合における各部の活動を記述している。

なお、市災害対策本部を設置する前又は設置しない場合の活動は、市災害対策本部の組織の活動に準じて行う。

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

実施担当

危機管理部、市長公室

《基本的な考え方》

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台から発せられる気象予警報等 をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、 被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

《対策の体系》

 一 1 気象予警報等

 一 2 土砂災害警戒情報等

 気象予警報等の伝達
 一 3 竜巻注意情報等

 一 4 庁内における伝達

 - 5 住民への周知

《対策の展開》

1 気象予警報等

(1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル(危険度分布)等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために市町村毎に発表する。

	種	類			発	<u> </u>	表	0	基	準
		風雪	注意	新報	想される場 ある。	場合で、 、 平均	具体的に	こは次の	条件に該当	いがあると予 áする場合で こなると予想
		強風	注意	新報	場合で、具	体的に	は次の第	(件に該)	当する場合	: 予想される) である。 られる場合。
一般		大 雨	注意	意報	場合で、自 ベル2であ する場合で (浸水害	i らの過 うる。 う ある。 ま う ま う る る 。 え る る 。 え る 。 え る る る る る る る る る	避難行動	の確認か は次のV 旨数基準	ぶ必要とさ	: 予想される : れる警戒レ : 条件に該当
の 利 用	気 象 注意報	大雪	注意	章 報	場合で、具	体的に	は次の第	条件に該当	当する場合	・予想される である。 される場合。
に適合、		濃 霧	注意	章 報	があると子 する場合で	を 想され ある。	る場合で	で、具体的		Eじるおそれ)条件に該当 る場合。
すって		雷注	意意	報	落雷等に	より被	害が予想	見される場	易合。	
るもの		乾燥	注意	章 報	合で、具体	的には が60%	次の条件	‡に該当~	する場合で	·想される場 ごある。 J下になると
		なだれ	れ注意	意報	る場合で、 合である。 ①積雪の になるの ②積雪の	具体的深さがと予想の深さが	」には次 <i>0</i> 520cm以」 いされる場 550cm以」	ついずれた こあり、『 読合。 こあり、	かの条件に 降雪の深さ 気象台にお	らと予想され に該当する場 が30cm以上 らける最高気 れる場合。
		着雪	注意	章 報	があると子 する場合で 24時間の	が ある。 降雪の	_る場合で)深さが∃	で、具体的 で地で20c	的には次の m以上、山	型こるおそれ ○条件に該当 □地で40cm以 ·想される場

	種		類			発表の基準
		霜	注	意	報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	気 象 注意報	低	温泊	主意	報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
		融	雪泊	主意	報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想され る場合
一般		着	氷	主意	報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予 想される場合
の利用	地面現象 注 意 報	地注	面意	現 報	象☆	
用に適	浸 水注意報		意	報	水☆	***
合するもの	洪 水注意報	洪	水浴	主意	報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 天野川流域=15 穂谷川流域=8.6 船橋川流域=8 複合基準※ 天野川流域=(9, 12) 穂谷川流域=(6, 6.9) 船橋川流域=(8, 8) 淀川流域=(9, 66.6) 指定河川洪水予報による基準 淀川[枚方] ※(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

水防活動の利用に適合するもの	淀 川 水報注意報	淀 川氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザー ドマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
----------------	-----------	-----------	---

イ 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒 を促すために市町村毎に発表する。

	種		類			発	表	の	基	準
		暴	風	敬言	報	される場合で、 る。	具体的心	こは次の条	条件に該当	があると予想 する場合であ 予想される場
般の利用に	気 象	暴	風雪	臣 敬言	報	ると予想される 場合である。	場合で、	具体的に	には次の条	るおそれがあ 件に該当する になると予想
に適合する	警 報	大	雨	敬言	報	される場合で、 要とされる警戒 れかの条件に該	高齢者 技レベル 送当する場 を面雨量打	等の危険 3に相当 場合である 旨数基準	な場所か。具体的	
もの		大	雪	数言	報	される場合で、 る。	具体的に	こは次の条	件に該当	があると予想 する場合であ 予想される場
	地面現 象警報	_	面報☆	現	象	大雨、大雪等 な災害が起こる			_ ,	によって重大 場合。

		種	類				発	表	の	基	準	
一般	浸警	水報	浸水	警 報	. ☆	浸水にされる場		重大な災	害が起こ	るおそれフ	があると	*予想
0の利用に適合するもの	洪警	水報	洪 水	敬言	報	さ要れ流 複 指記が 複 を 変れに	易の変量	高齢者等 り り り 8.8 0.8 0 (9, 13.4) (9, 9.3) (9, 9.3) 報による	の た に 相 当 。	るおそれが 場所から 具体的に 加[枚組みで	の避難には次の	が必がが
水防活動の利用に適合するもの	淀洪警	川水報	淀川 氾濫警 氾濫危 氾濫発	険情報		水判き警記 とべれ に に に に に に に に に	に 対 は が は は は は は は は は は は は は は	 る のに 基場。 間 と さ で で で で で で で で で で	見 に よ は に が は が が が が が が が が が が が が が	一るとのでである。 では、 できるとのでである。 できるとのできる。 できる できる との できる との できる との できる という できる こう いっぱい しん いっぱい いっぱい しん いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	あ る 込 要 位 れ 災 り ま き に る 害 直 き も た も も た も も も も も も も も も も も も も	避るれ し戒 すに で安

- 注) 1: 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねのめやすである。
 - 2: ☆は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)
 - 3: 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
 - 4: 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。
 - 5: 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な 内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名(枚方市)」ではなく、「市町村を まとめた地域の名称(東部大阪)」や「大阪府」を用いる場合がある。
 - 6: 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による 災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意について も雷注意報で呼びかけられることがある。

ウ特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が
	予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、
	命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す
	警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴
	風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪
	を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

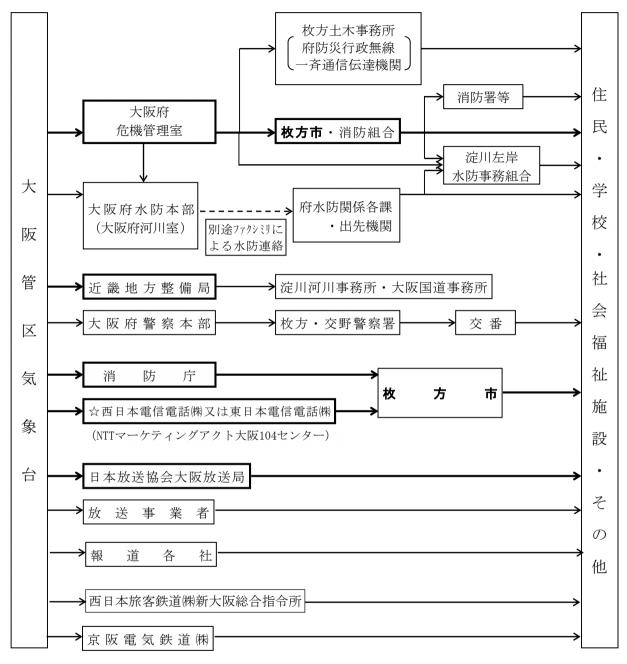
- 注) 1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。
- 注) 2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象	特別警報の基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。
	(大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。
(地震動)	(緊急地震速報 (震度 6 弱以上) を特別警報に位置付け
	る)

工 気象情報

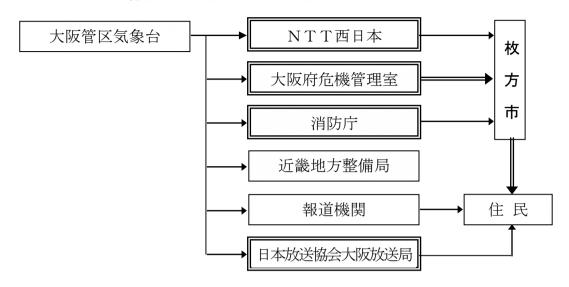
気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常 気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注 意情報は、雷注意報を補足する情報として発表する。

オ 気象予警報等の関係機関への伝達経路図



- 注) 1: 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 - 2: ☆印は特別警報、警報のみ。
 - 3: 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO) の11社である。
 - 4: 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 - 5: 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別 警報が対象市町村で初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係 するエリアに配信される。

カ 気象特別警報の関係機関への伝達経路



注) 1: 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規

定に基づく法定伝達先である。

2: 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の

措置が義務付けられている。

(2) 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

淀川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で行う。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

洪水予報の関係機関への伝達は、府水防計画で定める経路による。

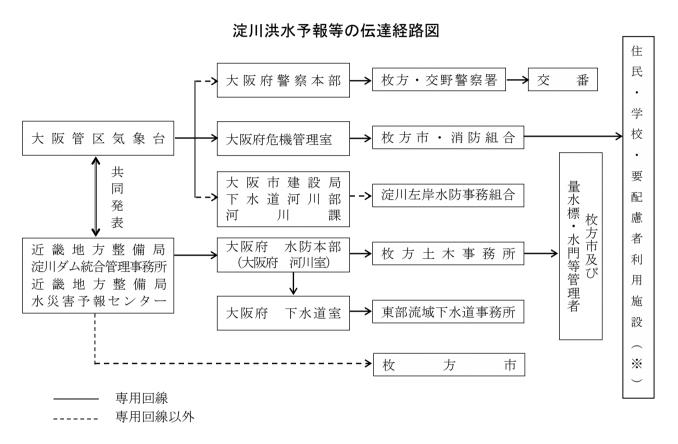
標題(種類)	発表の基準
淀 川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点(枚方)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
淀 川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(枚方)の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
淀 川 氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(枚方)の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

淀 川 氾濫発生情報 (洪水警報)

洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに 発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を 確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等 にその内容を通知する。



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設 (水防法第15条)

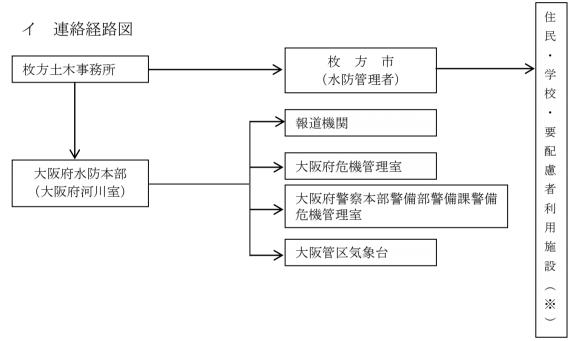
(3) 大阪府が発表する水位到達情報

天野川、穂谷川、船橋川について、避難判断水位(高齢者等避難の目安となる水位)、及び氾濫危険水位(水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位、避難指示等の目安となる水位)に到達した場合にはその旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必用に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

大阪府は、避難のための立ち退きの指示等の判断に資するため上記通知に 係る事項を関係市町村の長に通知する。

ア 発表情報と基準

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合。
氾濫危険情報 (洪水特別警戒水位到達情報)	対象量水標で氾濫危険水位(洪水特別 警戒水位)に到達した場合。
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合。



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

2 土砂災害警戒情報等

土砂災害警戒情報は、2時間後予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過した時に大阪管区気象台と大阪府が共同で発表するもので、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安のひとつとなる情報である。

府と大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報

を発表する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害 警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本 法第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

※十砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※十壤雨量指数

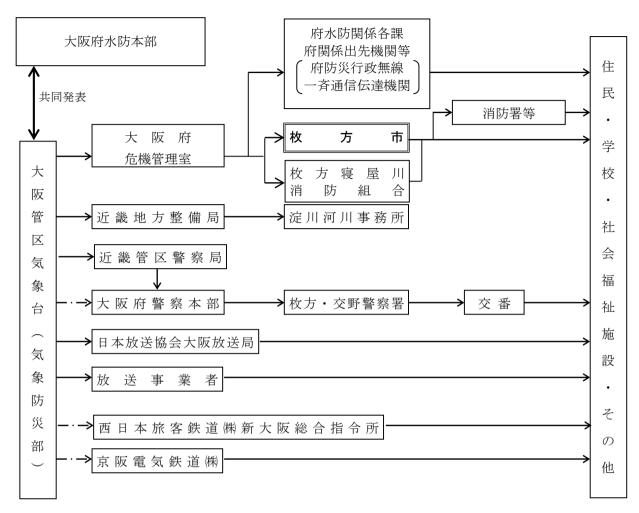
土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。1km四方の領域ごとに算出する。

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

土砂災害警戒情報の伝達経路図



- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO) の11社である。

3 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種	類	概 要
土砂キ	トキク	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で
ル(ナ	で雨警	1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先まで
報(土	己砂災	の雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新
害) の	危険	しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表さ
度分布	.)	れたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することがで

きる。

- ・「非常に危険」(うす紫)、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※「極めて危険」(濃い紫):警戒レベル5緊急安全確保の発令 対象区域の絞り込みに活用

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

洪水キキクル(洪水警報の危険度 分布)

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」(うす紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指 数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での 降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるか を示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報 等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を 計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基 準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したもの を、常時10分ごとに更新している。

大阪管区気象台は次のとおり、竜巻に関する情報を発表する。

(1)「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意情報

竜巻注意情報の発表前に、気象情報及び雷注意報が段階的に発表され、両情報に「竜巻」の注意喚起を含む情報が付加される場合がある。

この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約 8倍、雷注意情報で約20倍高くなっている。

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね一つの府県を対象に発表される。

この場合、大気が不安定で竜巻等突風が発生する可能性は、平常時に比べて約200倍高くなっている。有効時間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

(3) 確度の高い竜巻注意情報の発表

竜巻発生の目撃情報が得られた場合に、目撃情報があった地域の周辺で更なる竜巻等突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報が発表される。この場合、竜巻発生地域が一次細分区分で、竜巻注意情報が府県単位で発表される。

竜巻の発生が確認された事例のうち約3割で、最初の竜巻から6時間以内 に同一府県または近隣府県で別の竜巻が発生している。

5 庁内における伝達方法

(1)連絡する情報

気象予警報等、土砂災害警戒情報等の伝達は、警報及びその他重要なもの について行う。

(2) 連絡方法

ア 勤務時間内において各部への連絡は、危機管理部が危機管理施策推進委員 に庁内メール等で配信する。また、特に重要な情報については、電話等で伝 令する。あわせて市長公室により庁内放送を行う。なお伝令は、各部長に対 して行うが、部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外においては、災害情報システムによるメール配信やあらかじめ 定められた連絡網による連絡方法で行う。

6 住民への周知

(1) 連絡する情報

市長公室は、必要と認められる気象関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。また、府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

(2) 周知の方法

気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等について、市長が必要と認めた場合、次の方法のいずれかにより周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

- ア 防災行政無線の利用
- イ 広報車等の利用
- ウ 電話・口頭等による個別の通知
- エ 校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等を通じての周知(各地域への情報伝達は、災害情報システムからの一斉メール配信を基本とする)
- カ 市ホームページの利用
- キ 枚方市公式ラインやツイッターや緊急速報メールの利用

第2節 気象観測情報等の収集伝達

実施担当

危機管理部、観光にぎわい部、都市整備部、土木部、上下水道局

《基本的な考え方》

正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 雨量の観測

危機管理部は、管内雨量観測所(資料編 第5章第5節第3 1雨量観測所一覧表)の情報を集約し、常に的確な気象状況の把握に努め、避難情報の発令基準に達するおそれがある場合は市長に報告する。

2 河川・ため池水位の観測

(1) 河川

市は、管内の河川水位観測所等の情報を集約し、必要に応じて枚方・交野警察署等へ通報する。

(2) ため池

観光にぎわい部は、管内のため池水位観測所等の情報を集約し、その状況 を危機管理部へ通知する。

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに観光にぎわい部に報告する。

通報を受けた危機管理部は、その状況を府(大阪府政策企画部危機管理室) へ報告するほか、必要に応じて枚方・交野警察署等へ通報する。

淀川筋の各種水位

				水 位 (m)				
河丿	川名	量 水 標所 在 地		氾濫注意 水位	避難判断水位	氾濫危険 水位	氾濫開 始相当 水位	管 理 者
淀	JII	枚 方	2. 70	4. 50	5. 40	5. 50	8. 38	国土交通省 淀川河川事務所長
船相	橋川	西河原橋	1.00	2.00	3. 10	3. 20	4. 1	大阪府 枚方土木事務所長
穂	谷川	山垣内橋	1.00	2. 25	2.60	2.70	3. 55	同上
天	野川	禁 野 橋	1.00	3. 50	4. 30	4.50	5. 66	同上

3 河川・ため池の監視

市は市域内の河川、ため池を監視パトロールし、水位の観測並びに重要水防箇所、防災重点ため池の点検・監視を行い、その状況を危機管理部へ通報する。

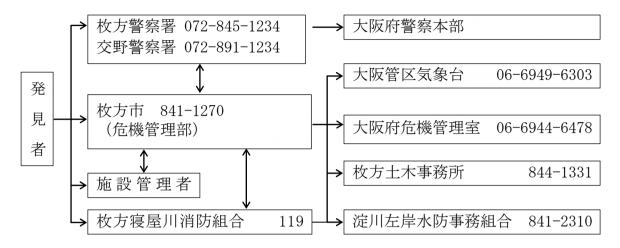
4 情報交換

危機管理部、都市整備部、土木部及び上下水道局は、隣接市町、水防機関との 気象観測所情報等の交換など、相互連絡に努める。

5 異常現象発見時の通報

- (1) 災害発生のおそれのある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、本部事務局、警察署又は消防署に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに本部事務局に連絡する。
- (3) 連絡を受けた本部事務局は、直ちに関係機関と共有し、早期に応急対策を講ずる。
- (4) 連絡を受けた本部事務局は、住民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要 に応じて大阪管区気象台、府(大阪府政策企画部危機管理室)及び関係機関に 通報するとともに、住民に対してその周知徹底を図る。

異常現象発見時の伝達経路図



異常現象の種類

水	害	 堤防の亀裂又は欠け、崩れ 堤防からの溢水 堤防の天端の亀裂又は沈下 など 		
	土石流	① 山鳴り ② 降雨時の水位の低下 ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 など		
1.75似字	地すべり	 地面のひび割れ 沢や井戸水の濁り 斜面からの水の吹きだし など 		
土砂災害	がけ崩れ	 かき水の濁り がけの亀裂 小石の落下 など 		
	山地災害	① わき水の量の変化(増加又は枯渇) ② 山の斜面を水が走る など		

第3節 水防警報及び水防情報

実施担当

危機管理部、土木部、上下水道局

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警報を基に、状況に応じた警戒体制をとる。

《対策の体系》

水防警報及び水防情報

1 警報等の発表基準

- 2 水防警報の伝達経路

3 警報発令の時期

《対策の展開》

1 警報等の発表基準

近畿地方整備局又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、近畿地方整備局又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。(水防法第16条)

(1) 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川において、洪水が生ずるおそれがあると認められる場合は、淀川河川 事務所長は、水防警報を発表し、水防本部長(知事)に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び現地指導班長(枚方土木事務所長)に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通報する。

(2) 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川(枚方市域においては、天野川、船橋川、穂谷川)に おいて洪水が生ずるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直 ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通報する。

(3) 水防情報

淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水 防活動に必要な事項を、適宜水防本部長に通知する。

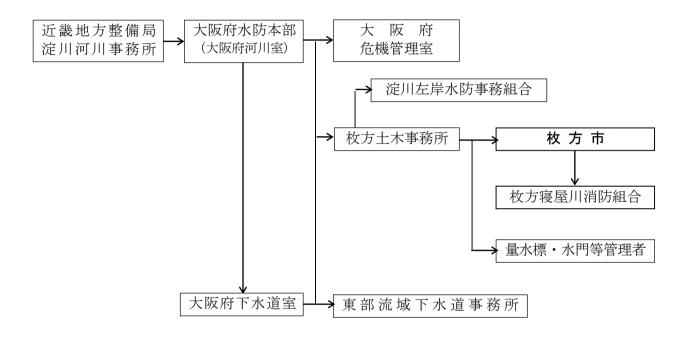
水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通報する。

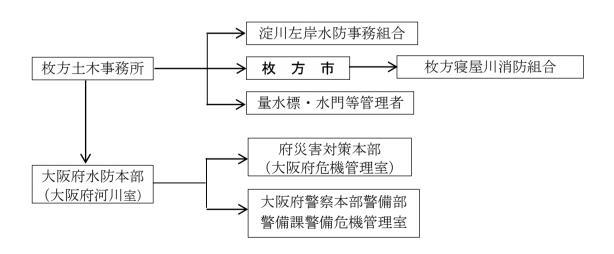
2 水防警報の伝達経路

(1) 近畿地方整備局が発表する水防警報

水防警報の伝達経路図



(2) 知事が発表する水防警報



3 警報発表の時期

水防警報発表の段階

段階	種類	内容	発表基準
第 1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状 況等により、必要と認められ るとき。
第 2	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、 水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努 めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる 必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他 の河川状況により、必要と認 められるとき。
第3	出動	①水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	①氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
		②出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水 (水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	たは既に氾濫注意水位を越 え、災害のおこるおそれが
第 4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報発表の時期

発表	表者	近畿地方整備局 (淀川河川事務所長)	知 事 (枚方土木事務所長)
河丿	川名	淀 川	天野川、穂谷川、船橋川
待	機	水防団待機水位を超過	
準	備	氾濫注意水位を超す3時間前	水防団待機水位に達し、なお上昇のお それがあるとき(ただし、降雨が全く無 く、干潮による影響のみの場合は別途判 断する)。
出	動	氾濫注意水位を超す2時間前	①氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。②氾濫注意水位を超えることが予想されるとき。
角军	除	水防活動の終わるとき	①水位が氾濫注意水位以下に下降、又は以上であっても水防活動を必要としなくなったとき。 ②水防団待機水位を上回っている状況で出動態勢に入らないまま、氾濫注意水位を超えるおそれがなく、水防活動を必要としなくなったとき、または大雨(洪水)注意報が解除されたとき。 ③水防団待機水位を下回ったとき。

- ・近畿地方整備局は、水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。
- ・知事は、水防警報のうち、「待機」については省略する。
- ・知事は、水防警報のうち、「準備」については省略することがある。
- ・知事は、水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備え として②の段階での発表もある。
- ・知事は、水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び 「解除」が発表されない場合のみ発表する。

第4節 組織動員体制

第1 情報収集体制

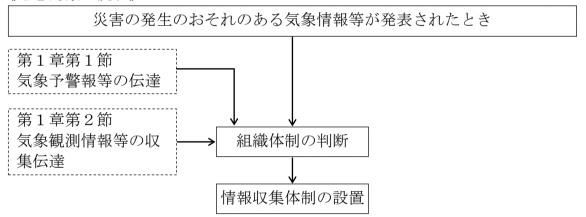
実施担当

危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、都市 整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部

《基本的な考え方》

気象情報等により災害発生のおそれがある場合、危機管理監は必要に応じて情報収集体制を設置し、情報収集活動や災害警戒準備活動を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 情報収集体制の設置

(1) 設置基準

気象情報等により災害発生のおそれがあり、危機管理監が必要と認めたと き

(2) 廃止基準

ア 災害対策本部が設置されたとき

- イ 災害警戒本部が設置されたとき
- ウ 危機管理監が適当と認めたとき

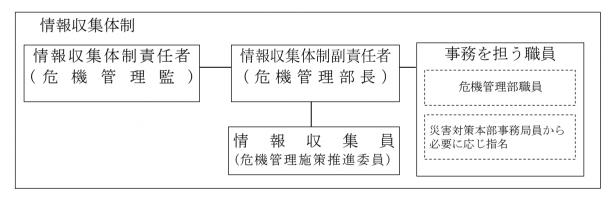
(3) 設置場所

情報収集体制は、市役所別館3階の危機管理部内(無線室)に設置し、必要に応じて対策室を第3・4委員会室等に設置する。

2 組織

- (1)情報収集体制の組織
 - ア 危機管理監を情報収集体制責任者とし、情報収集体制副責任者を危機管理 部長とする。
 - イ 危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、保健所、都市整備部、 土木部、上下水道部及び教育委員会総合教育部の各危機管理施策推進委員を 情報収集員とする。
 - ウ 状況に応じて、情報収集体制責任者は、情報収集体制の実施担当部を追加 又は減ずることができる。
 - エ 情報収集体制のもとに事務を担う職員を置く。事務を担う職員は、危機管 理部職員及び災害対策本部事務局の要員として任命されている職員から必要 に応じて指名するものとする。
 - オ 状況に応じて情報収集体制関係部局の職員は、情報収集体制責任者又は情報収集体制関係部局の情報収集員の命により情報収集体制の活動に従事する。

情報収集体制の組織



3 事務分掌

- (1)情報の収集・分析・伝達に関すること
- (2) 災害警戒準備及び災害警戒活動に関すること

第2 災害警戒本部体制

実施担当

市議会事務局、危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、子ども未来部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部、学校教育部

《基本的な考え方》

災害発生のおそれがある気象予警報等の発表、又は市域で局地的に軽微な災害が発生した場合、あるいは災害発生のおそれがある場合等、副市長は災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

《応急対策の流れ》

局地的に軽微な災害が発生したとき、あるいは災害発生のおそれがあるとき 第1章第1節 気象予警報等の伝達 第1章第2節 気象観測情報等の収 集伝達 第1章第3節 水防警報及び水防情報

警戒本部の設置

《対策の体系》



《対策の展開》

1 警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ア 暴風、大雨及び洪水の気象予警報等が発表され、災害発生のおそれがある とき
- イ 淀川に洪水予報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき
- ウ 降雨量・水位等の観測状況からみて、災害のおそれがあると予想されると き
- エ 局地的に軽微な災害が発生したとき

オ 災害警戒本部長(副市長)が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき
- ウ 災害発生のおそれがなくなったとき
- エ 災害警戒本部長が適当と認めたとき

(3) 設置場所

警戒本部は、市役所別館4階の特別会議室とし、必要に応じて対策室を第3・4委員会室に設置する。

2 組 織

(1) 警戒本部の組織

- ア 副市長(危機管理部担当)を災害警戒本部長(以下「警戒本部長」という。)とする。また、災害警戒副本部長(以下「警戒副本部長」という。)は、 副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監とする。
- イ 理事、監、副教育長、市議会事務局長及び市長公室長、危機管理部、総務 部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、子ども未来部、都 市整備部、土木部、上下水道部、教育委員会総合教育部、学校教育部(以下 「警戒関係部」という。)の各部長を災害警戒本部員(以下「警戒本部員」 という。)とする。
- ウ 状況に応じて警戒本部長は、災害警戒本部の実施担当部(警戒関係部)を 追加又は減ずることができる。
- エ 警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局(以下「警戒本部事務局」という。)を置く。警戒本部事務局の要員は、危機管理部職員及び警戒関係部の 危機管理施策推進委員、災害対策本部事務局の要員として任命されている職 員から必要に応じて指名するものとする。
- オ 状況に応じて警戒関係部局の職員は、警戒本部長又は警戒関係部局の警戒 本部員の命により警戒本部の活動に従事する。
- カ 状況に応じて警戒本部長は、枚方寝屋川消防組合など関係機関職員に対し、 本部会議への出席を要請することができる。

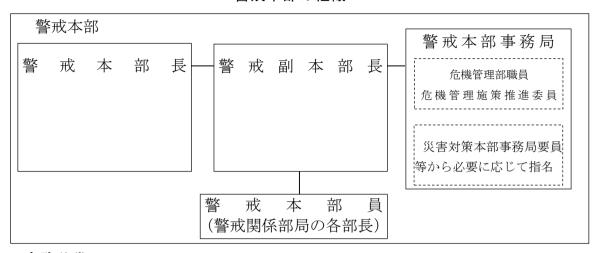
(2) 指揮体制

警戒本部の指揮伝達系統及び指揮順位は、第2節2(2)指揮体制にある 災害対策本部体制時の指揮伝達系統及び指揮順位を準用する。

(3) 警戒本部事務局

警戒本部事務局は、情報の収集や災害応急活動の調整・把握などを行う。

警戒本部の組織



3 事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- (1)情報の収集・伝達に関すること
- (2) 職員の配備に関すること
- (3) 災害応急活動に関すること
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (5) 府が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
- (6) 災害対策本部の設置に関すること
- (7) 災害警戒情報等の広報に関すること
- (8) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

第3 災害対策本部体制

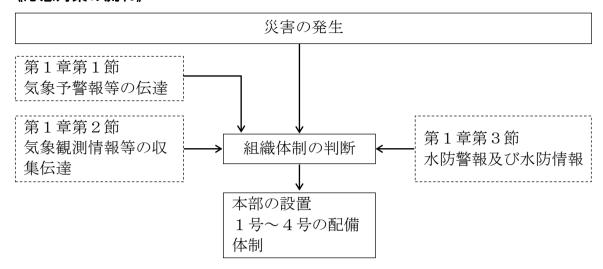
実施担当

全部局

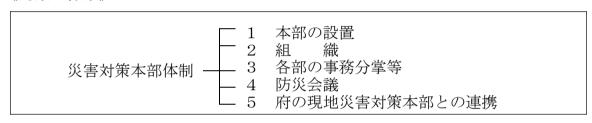
《基本的な考え方》

市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、枚方市災害対策本部条例に基づき災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 本部の設置

(1) 設置基準

- ア 小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認 められるとき
- イ 特別警報が発表されたとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部長(市長)が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、市役所別館4階の特別会議室とし、対策室を第3・4委員会室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は地域防災センター(輝きプラザきらら)に設置する。

(4) 設置、廃止等の通知

市長は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、枚方市防災会議委員、庁内各部、報道機関、その他関係機関に連絡する。

通知及び公表先			先	通知及び公表の方法	担当
庁	内	各	部	防災行政無線及び庁内放送	危機管理部
報	道	機	関	口頭及び文書	市長公室
関	係機	と 関	等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	危機管理部

(5) その他

本部を設置したときは、市役所別館4階特別会議室の入口に「枚方市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所 在を明らかにする。

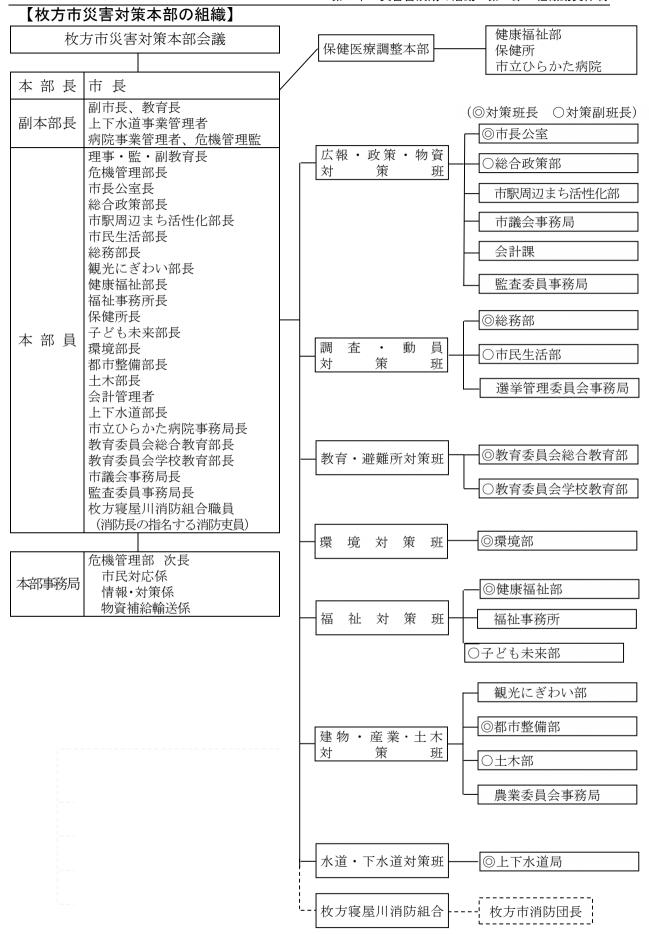
2 組 織

(1) 本部の組織

- ア 市長を本部長とする。
- イ 副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び危機管理監を副本部長とする。
- ウ 理事、監、副教育長、部長職にある者及びその他本部長が認める職員を本 部員とする。
- エ 本部のもとに部を置き、部に部長、次長、課長及びその他必要な職員を置く。 部長は、部の災害応急対策等を統括し、次長又は課長は、部の災害応急対 策等の推進責任者とする。
- オ 次のように部及び部の職員を置く。
 - ① 枚方市事務分掌条例の規定による部又は室、会計課、上下水道局、市立 ひらかた病院、各行政委員会及び市議会を単位として部を置く。 各々の機関に所属する職員は、関係する部の職員とする。
 - ② 上記の部のほか、本部に本部事務局を置く。
- カ 災害対策本部(4号)を設置したとき、又は関係する部の間で緊密な連携 の下に応急対策等を実施する必要があるときは、災害応急・復旧対策班(以 下「対策班」という。)を構成し部署間の応援など柔軟な体制をとるものと する。

対策班には、対策班長、対策副班長及び連絡要員を置く。各対策班の対 策班長及び対策副班長は当該対策班を構成する部の部長又はこれに準ずる 職員が務めるものとする。対策班長は当該対策班の応急対策を統括、調整 し、対策副班長は対策班長を補佐する。なお、各対策班の対策班長及び対 策副班長は、枚方市災害対策本部の組織図のとおりとする。

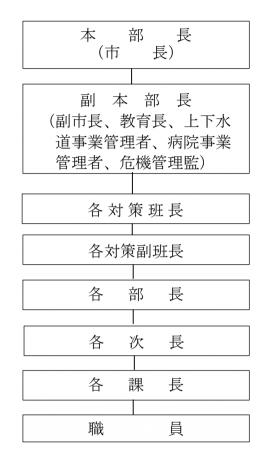
以上のほか、時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、本部の下に組織を臨時に設置し、又は編成することができる。



(2) 指揮体制

本部の指揮伝達系統及び指揮順位は次図のとおりとし、これに基づいて体制を整える。

【指揮伝達系統】



【指揮順位】

本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位		代理する者		
1	副本部長	副本部長(危機管理部を担当する副市長)		
2	IJ	(副市長)		
3	IJ	(危機管理監)		
4	IJ	(教育長)		
5	IJ	(上下水道事業管理者)		
6	IJ	(病院事業管理者)		

上記の他、「市長の職務を代理する者の順位を定める規則」の定めるところによる。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

- ア本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - ① 災害応急対策等の方針、推進に関すること
 - ② 配備体制の決定に関すること
 - ③ 各部間の連絡調整事項の指示に関すること
 - ④ 自衛隊の派遣要請の要求に関すること
 - ⑤ 災害救助法の適用要請に関すること
 - ⑥ 他の地方公共団体等への応援要請に関すること
 - ⑦ その他災害に関する重要な事項

(4) 本部事務局

- ア 本部事務局は、本部の事務を円滑に推進するため、本部事務局に情報・対 策係、物資補給輸送係、市民対応係を置く。
- イ 本部事務局の職員は危機管理部職員のほか、資料編第5章第2節の4に掲 げる部署に所属する職員から、市長があらかじめ任命した職員で構成する。

3 事務分掌等

本部の事務分掌は、資料編第5章第2節の3のとおりとする。

4 防災会議

市域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

5 府の現地災害対策本部との連携

府が北河内府民センター又は市庁舎等に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携に努める。

第4 事後配備体制

実施担当

危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、環境部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部

《基本的な考え方》

災害が発生するおそれが解消し災害応急対策等がおおむね完了したが、災害事 後対応が必要なときに人員の配備を行い、円滑な災害事後対応を実施する。

《対策の体系》

事後配備体制の設置 事後配備体制 2 組 織 3 事務分掌

《対策の展開》

1 事後配備体制の設置

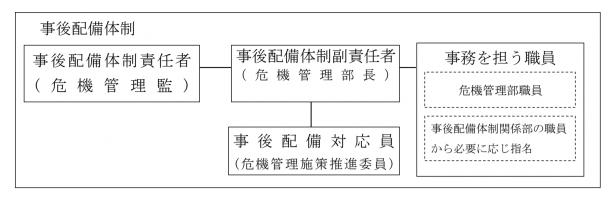
- (1) 設置基準
 - ア 災害対策本部、又は災害警戒本部廃止後、災害事後対応が必要なとき
 - イ 危機管理監が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
 - ア 災害事後対応の措置が完了したとき
 - イ 危機管理監が適当と認めたとき
- (3) 設置場所

事後配備体制は、市役所別館4階の特別会議室に設置し、必要に応じて対策室を第3・4委員会室に設置する。

2 組織

- (1) 事後配備体制の組織
 - ア 危機管理監を事後配備体制責任者とし、事後配備体制副責任者を危機管理 部長とする。
 - イ 危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、環境部、都市整備部、土木部、上下水道部及び教育委員会総合教育部の各危機管理施策推進委員又は準ずる者を事後配備対応員とする。
 - ウ 状況に応じて、事後配備体制責任者は、事後配備体制の実施担当部局を追加又は減ずることができる。
 - エ 事後配備体制のもとに事務を担う職員を置き、危機管理部職員及び事後配 備体制関係部局の職員から必要に応じて指名するものとする。
 - オ 状況に応じて事後配備体制関係部の職員は、事後配備体制責任者又は事後 配備体制関係部局の事後配備対応員の命により事後配備体制の活動に従事す る。

事後配備体制の組織



3 事務分掌

必要となる災害事後対応に関すること。

第5 職員の動員配備

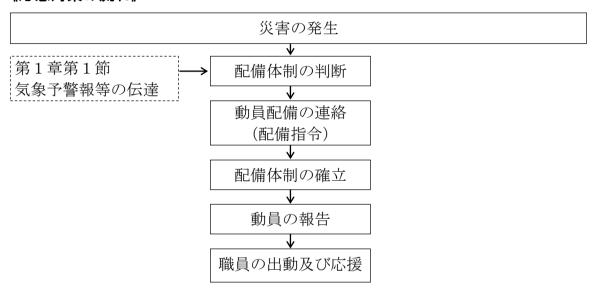
実施担当

全部局

《基本的な考え方》

市は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 配備基準等

市長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間を検討し、必要な防災体制をとるため、状況に応じて「情報収集体制」、「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

(1)配備区分と配備基準等

職員の配備は、次の基準による。

表-1 災害時の配備基準

	X X X I I I I I I I I I I I I I I I I I					
区	分	配備時期	配備内容			
幸 山 身		気象情報等により災害発 生のおそれがあり、危機管 理監が必要と認めたとき	気象情報等により災害発生のおそれがある場合、必要に応じて情報収集体制を設置し、情報収集活動や災害警戒準備活動を実施する。 [情報収集体制関係部] 危機管理部、市長公室、総務部、保健所、観光にぎわい部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部で構成			
ジ言曹元才音化集	泛唇脊戈太邪本訓	災害発生のおそれがある 気象予警報等が発表された とき、又は副市長が必要と 認めたとき	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制 [警戒関係部局] 市議会事務局、危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、子ども未来部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部、学校教育部で構成			
災	1 号配備	市長が必要と認めたとき	災害を防ぎょするため、通信情報収集活動を行い、 各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制 原則として、職員の約10%動員			
害対策	2号配備	小規模の災害が発生した 場合で、市長が必要と認め たとき	小規模な災害応急対策を実施する体制 原則として、職員の約25%動員			
本部体	3号配備	中規模の災害が発生し、 又は発生のおそれがある場 合で、市長が必要と認めた とき	中規模の災害応急対策を実施する体制 原則として、職員の約50%動員			
制	4号配備	大規模な災害が発生し、 又は発生のおそれがある場 合で、市長が必要と認めた とき	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員を動員			
写 名 西 仿 存 朱	记 第 本	1 災害対策本部、又は災害 警戒本部廃止後、災害事後 対応が必要なとき 2 危機管理監が必要と認め たとき	災害が発生するおそれが解消し災害応急対策等がおおれた了したが、災害事後対応が必要なときに人員の配備を行い、円滑な災害事後対応を実施する体制 [事後配備体制関係部局] 危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、環境部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部で構成			
	の体制の配備	市長は、必要に応じて特にある。	と要な部署の職員を指名動員する配備を指令することが である。			

(2)配備区分の動員人員

配備区分の動員人員は、次の基準による。

		配備指令				
	部 署 課 名	災害警戒		災害対策	本部体制	
		本部体制	1号	2号	3号	4号
危機管理部	危機管理対策推進課機管理対策推進課背費生活センター	0	緊急出	動班体制に	こよる	
市長公室	秘 書 課 広報プロモーション課 本 課 広聴相談課 課 人権政策室 新課	0	5	13	2 1	
総合政策部	企 画 政 策 室 企 画 課 政 策 推 進 課		3	8	1 3	
市駅周	辺まち活性化部		1	2	4	全
市民生活部	市 民 室 地域サービス課市 市 民 課 国民健康保険器 後期高齢者医療課 任 金 児 童 事 当 課 医 療 助 成 課 税 課 資 税 課 納 税 課 債 板 収		19	4 0	8 3	職員
総 務 部	人 事 課 職 員 課 コンプライアンス推進課 総務管理課 総務管理課 財産管理課 契 約 課 工 事 検 査 課 観 光 交 流 課	0	8	19	3 6	
観光にぎわい 部	商 工 振 興 課 農 業 振 興 課 文 化 生 運 習 課 文 化 財 課 ス ポ 一 ツ 振 興	0	7	1 4	2 3	

			配	備指	令	
	部 署 課 名	災害警戒		災害対策	本部体制	
		本部体制	1号	2号	3号	4号
	健康 振福 社 政 策 課 長寿・介護保険課 健康がくり・介護予防課 母子保健課 新型コロナワクチン接種対策室		1 1	2 5	5 6	
健康福祉部	福 祉 指 導 監 査 課 福 祉 事 務 所 管 害 企 画 課 [0	8	2 3	4 2	
	保健所保健衛生課		5	1 2	2 2	
子ども未来部	子ども青少年政策課子どもの育ち見守り室子ども支援課子ども支援課私立保育幼稚園課公立保育幼稚園課ひらかた子ども発達支援センター	0	9	2 6	6 2	全
	保育幼稚園入園課 環 境 政 策 課					職
環境部	 循環型社会推進課 ごみ減量推進課 家庭ごみ業務第1課 家庭ごみ業務第2課 種谷川資源循環センター 東部資源循環センター 希釈放流センター 環境指導課 		1 3	3 5	8 6	員
	環 境 指 導 課 都 市 計 画 課			<u> </u>		
都市整備部	住宅まちづくり課 市街地整備室 市街地開発課連続立体交差課 施設計画課 建統立体交差課 施設計画課 建 築課 設備課 施設管理課	0	都市整備よる	部災害対策	策体制に	
	開発指導室 開発調整課 審査指導課					

				配	備指	令	
		部 署 課 名	災害警戒		災害対策	本部体制	
			本部体制	1号	2号	3号	4号
		土 木 政 策 認	1				
		道路河川整備談	7				
		道路公園管理訓	1				
土	木 部	みち・みどり 室 維持補修訓		緊急出	動班体制	による	
		工事委託訓	Ę				
		交 通 対 策 誤					
		用地談			_	_	
会計	管理者	会 計 課		1	2	3	
L		経営戦略室 上下水道計画記 上下水道財務記					
上		総					全
一下		上下水道総務室 営業料金訓	Ę				
'		上水道管理認	Ę				
水		上水道室净水。	()	上下力	k道局危機	管理	
/,,	上下水	上水迫上務部	₹	マニ	ュアルに	よる	
道	道 部	上水道保全部					職
		下水道管理認	-				
局		下 水 道 室 汚 水 整 備 誤 雨 水 整 備 誤	_				
		下水道施設維持記					
市		診療系					員
.,,,		手術音	_				只
<u> </u>	診療局	消 化 器 セ ン タ -	_				
ひ	砂原同	健診センター					
		中 央 検 査 私					
5		栄養管理 科					
A.	看護局			3	6	1 2	
か	薬	新 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
た	医療 医療						
,	佐 燎	相 談 ・ 連 携 至 ※ 経 営 管 理 室 総 務 計					
病	事務局						
院	7 17 /N	医事部					
	1	1	· I	1	1	L	

								配	備指	令	
	部署課名			災害警戒		災害対策本部体制					
							本部体制	1号	2号	3号	4号
±//•		教	育 耳	文	策	課					
教	総合教	新し	い学	校 推	進進	室	\cap	7	1 8	3 6	
育	育 部	おい	L V	\ 給	食	課		,	10	5 0	全
Ħ		中与	夬 [<u>X</u>	書	館					
委				学 校	支 援	き課					
9		教育支	援室	児童生	徒支	援課					
員	学校教			放課後	き子ど	も課		7	1 9	3 5	
	育 部			教服		課		'	1 0	0 0	職
会		学校教	育室	教育	研修						124
				教育	指導						
市	議会事	務局	議会	総	務	課		2	4	6	
111	成 云 书	155 /FU	議事	調	査	課		4	4	O	
選	挙 管	理 委	員 会	事	務	局		1	2	3	員
監	査	委員	Į	F	務	局		0	1	2	
農	業	員	会	事	務	局		観光に	ぎわい部に	こ含む	

2 動員配備の指令、連絡

(1)動員配備指令

- ア 本部設置前 原則として、市長の判断により指令する。
- イ 本部設置後 原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。
- ウ特例

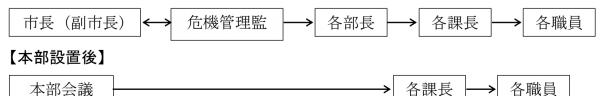
市長(本部長)、副市長(副本部長)は、災害の状況や災害対策活動の進 捗状況により、必要と認める特定の部に対して動員配備指令を発令する。

(2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり危機管理監が各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート

【本部設置前】



(3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

危機管理部は、気象予警報、降雨量、災害の前兆現象等及び、関係機関や 住民等からの通報情報を集約する。

危機管理監(不在の場合は危機管理部長)は上記の情報について確認し、 市長、副市長等に連絡し協議の上、市長から動員配備指令が出されたときは、 直ちに災害情報システムで各職員に連絡する。

- ア 参集すべき職員が出動していない場合は、各部の総務を担当する部署の職員が動員配備指令を連絡する。
- イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各部の総務を担当する部署の職員 が、部内連絡網により動員配備を連絡する。

3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

(2) 勤務時間外の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに所定の場所に参集し、本部体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期 対応の間における指揮は、危機管理監、危機管理部長、危機管理部次長のい ずれも参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の上位の職員がとる。 職制が同等の場合は、年齢順による。

- ア 危機管理部は、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署等の防災関係機関 の協力を得て、情報収集にあたるとともに住民からの通報等による被害情報 の収受も行う。
- イ 危機管理部は、必要に応じて府及び関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 動員配備指令を受けた職員及び危機管理部職員は、速やかに市役所別館4 階の特別会議室及び第3・4委員会室に参集し、本部体制が確立できるよう、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

職員は災害に関する配備指令を受けたときは、後述する免除者を除き、直 ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。

ア 勤務時間内の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は 指示された場所

イ 勤務時間外の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は 勤務場所。なお、災害の状況により参集に相当の時間がかかるときは、最寄 りの出先機関、指定避難所等に到着した時点で所属長へ連絡する。

(2) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の長の指示に従って防災活動に従事する。

(3) 参集を免除する者

ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(4)動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」(資料編第5章第2節の6参照)により総務部に報告する。

総務部は、各部の報告を整理して本部長に報告する。

(5) 参集時の注意事項

ア 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を実施するとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報は、「災害連絡票」等を用い、所属 長を通じ災害対策本部に報告する。

5 職員の出動、応援等

(1) 出動

あらかじめ定められた参集場所へ出動する。ただし指示ある場合は、指示 に従い出動する。

(2) 職員証等

職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の 集積保管場所等に立入り調査を行う場合には、職員証等をもって職員である ことを明らかにする。

(3) 車両配備

出動に際して使用する車両は、事前届出を行っている緊急通行車両を確保 する他、必要に応じた民間への協力要請を含め 最大限の車両配備に努める。

(4) 応援要請

各部は、災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部に応

援を要請する。

危機管理部の職員が不足する場合は、過去に災害対策本部の運営に従事した大災害経験者(OB職員を含む)を危機管理部職員として災害対応にあてるなど、柔軟に職員を配置することも検討する。

本市単独で災害応急対策が困難な場合は、「枚方市災害時受援計画」に基づき、大阪府や災害時応援協定締結団体等、外部への応援要請(災害対策要員の派遣等)を検討する。

(5) 部署間の要員調整等

災害の種類や被害の程度・状況に応じて、各部に割り当てられた災害応急対策の業務量に増減が生じることが予想されることから、本部は、状況把握を的確に行い、適宜、業務量が甚大となる部署へ他部の要員を充てるなど、柔軟な体制を採るものとする。

特に災害応急対策が長期にわたる場合は、特定の部署の職員に過度な負担が生じないように配慮する。

第6 災害緊急事態

実施担当

全部局

《基本的な考え方》

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、枚方市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は府及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 警戒活動

第1節 水防活動

実施担当

本部事務局(危機管理部)、観光にぎわい部、土木部、上下水道局、枚方市消防団、淀川左岸水防事務組合

《基本的な考え方》

市及び水防関係機関は市域における河川、ため池の溢水・破堤等により災害の発生が予想される場合、又は発生した場合において水防活動を迅速かつ効果的に行う体制を確立し、水害を警戒・防御し、これによる被害の軽減を図る活動を実施する。また、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 警戒態勢

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、 水防機関と連携して、警戒活動や水防活動にあたる。

市、淀川左岸水防事務組合は、近畿地方整備局と大阪府の管理河川も含めて、市域の水防の責任を有する。

- (1) 水防区域等(水防を行う区域)
 - ア 市域の河川、ため池等(ただし、淀川左岸水防事務組合が所管する区域を 除く)
 - イ 淀川、船橋川、穂谷川、天野川にあっては淀川左岸水防事務組合が所管区域を有しているため、市は淀川左岸水防事務組合と連携するとともに、同事 務組合の所管区域以外の水防を行う。

淀川左岸水防事務組合水防区域

河川名	堤 防 区 間	堤防延長(m)
淀川	左岸 京都府境から大阪海口に至る間	34, 734. 0
船橋川	右岸 淀川合流点から上流767.3mの地点に至る間 左岸 淀川合流点から上流790.9mの地点に至る間	767. 3 790. 9
穂谷川	右岸 淀川合流点から上流687.3mの地点に至る間 左岸 淀川合流点から上流547.3mの地点に至る間	687. 3 547. 3
天野川	右岸 淀川合流点から上流1,895.5mの地点に至る間 左岸 淀川合流点から上流1,843.2mの地点に至る間	1, 895. 5 1, 843. 2
計	4 河 川	41, 265. 5

2 河川、ため池の監視、出動

(1) 警戒基準

- ア 河川、ため池の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇のお それがある場合
- イ 水防警報の「準備段階」が発せられたとき
- ウ その他水防上必要があると認められるとき
- (2) パトロール ため池を巡視し、水位、堤防等の状況、点検、監視を行う。
- (3) 出動基準
 - ア 水防警報の「出動段階」が発せられたとき
 - イ 水防管理者等からの要請を受けたとき
 - ウ その他水防上必要があると認められるとき

3 非常監視及び警戒

市及び水防関係機関は出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側をよく巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、直ちに現地指導班長(枚方土木事務所長、大阪府中部農と緑の総合事務所長)、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (1) 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常 なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。
- (7) 取入口の閉塞状況
- (8) 流域山崩れの状態
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (10) 全水吐及び放水路付近の状態
- (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

4 応急措置

- (1) 土木部、観光にぎわい部及び上下水道局は水門、樋門等の管理者と連絡を密 にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- (2) 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門 扉の開閉等の措置をとる。
- (3) 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- (4) 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。
- (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

5 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは枚方十木事務所、関係業者等から調達を行う。

第2節 土砂災害警戒活動

実施担当

本部事務局(危機管理部)、都市整備部、土木部、教育委員会総合教育部、環境部、上下水道局

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害に対して、情報の収集伝達、雨量の測定、避難の指示、警戒区域の設定等の応急対策を的確に実施する。

《対策の体系》

土砂災害警戒活動 — 1 活動基準 2 活動体制 3 応急措置

《対策の展開》

1 活動基準

(1) 雨量の観測

市は、管内の土石流雨量監視局・観測局(資料編第5章第5節第32土 石流雨量監視局・観測局一覧表)の情報及び近隣市町、府との情報連携を図り、土砂災害の未然防止に努める。

(2) 警戒活動の基準と内容

警戒活動をとる基準は、次のとおりとする。

- ア 土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流)・土砂災害 警戒区域等
 - ① 情報収集体制、災害警戒本部体制
 - a 基準

大雨警報(土砂災害)が発表され、災害発生のおそれがあるとき

- b 警戒活動
 - ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。(都市整備部)
 - ・地元自主防災組織等の活動を要請する。(危機管理部)
 - ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。(本部事務局)
 - ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。(環境部、上下水道局)
- ② 災害対策本部体制
 - a 基準

土砂災害警戒情報が発表され、大規模な災害発生の前兆現象が認めら

れるとき

b 警戒活動

市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

※土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同 して発表する情報。

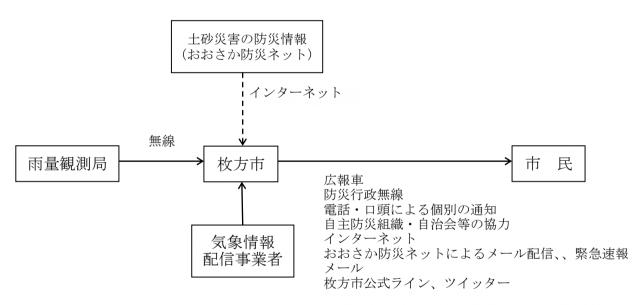
なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、気象台の土壌雨量指数等が基準を超過すると見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※十壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 1 km四方の領域ごとに算出する。

(3)情報伝達体制

情報伝達系統



2 活動体制

- (1) 土木部は、土砂災害危険箇所における災害に備えるため、枚方土木事務所と 連携を図り、必要に応じて他の各部と警戒体制をとる。
- (2) 都市整備部は、宅地造成工事規制区域における災害に備えるため、必要に応じて他の各部と警戒体制をとる。
- (3) 本部事務局は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との 連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所のパトロールを行う。

(4) 本部事務局は、必要に応じて避難体制をとる。

3 応急措置

- (1) 災害により被害を受け危険と認められる箇所は、近隣住民に避難を指示するとともに、府関係部署と連携し、被害の未然防止、拡大防止のための適切な工法により応急措置を講ずる。
- (2) 危険箇所については、警戒区域に設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずる。

第3節 ライフライン・交通警戒活動

土木部、上下水道局、

関西電力送配電株式会社(大阪支社枚方配電営業所)、

大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、

実施担当

西日本電信電話株式会社 (関西支店)、西日本旅客鉄道株式会社、

京阪電気鉄道株式会社、大阪府枚方土木事務所、

近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、

京阪バス株式会社

《基本的な考え方》

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

《対策の体系》

ライフライン・交通警戒活動 — 1 ライフライン事業者 2 交通施設管理者

《対策の展開》

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 水道及び下水道(上下水道局)
 - ア 緊急対策要員の確保(待機及び非常招集体制の確立)
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力 (関西電力送配電株式会社)
 - ア 応急対策要員の確保(待機及び非常招集体制の確立)
 - イ 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス (大阪ガスネットワーク株式会社)
 - ア 応急対策要員の確保(待機及び非常招集体制の確立)
 - イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信(西日本電信電話株式会社)
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要 な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備 の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社)
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限 を行う。
 - イ 適切な社内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ 避難誘導する。
- (2) 道路施設(土木部、大阪府枚方土木事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所、 西日本高速道路株式会社)
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) バス路線(京阪バス株式会社)
 - ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは 速度制限を行う。
 - イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその 状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第4節 避難誘導

第1 避難の指示・誘導

実施担当

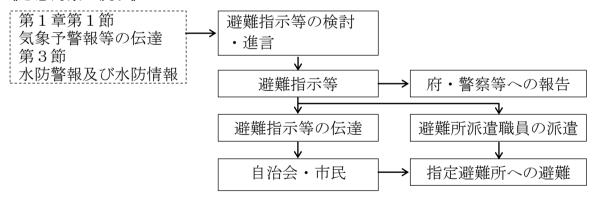
本部事務局 (危機管理部)

《基本的な考え方》

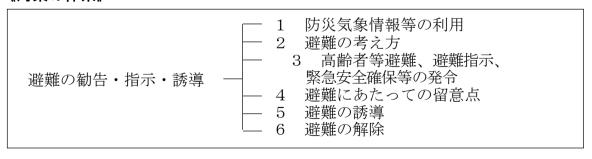
市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、 「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示、誘導等の必要な措 置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「枚方市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 防災気象情報等の利用

(1) 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種類	発表間隔	特徴
気	気象レーダー	5分ごと	半径300~400kmの範囲内の雨や雪を観測
監視	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
視況の	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせて降水 量分布を1km四方の細かさで解析
	大雨警報・注意 報	随時	市町村単位で発表される 随時発表される
	天気予報	1月3回	発表単位は大阪府
F	降水短時間予報	30分ごと	6 時間先までの各 1 時間降水量を 1 km四方の細かさ で予測
気象状況	降水ナウキャス ト	5分ごと	1時間先までの5分ごとの降水の強さを1km四方の 細かさで予測
の予報	高解像度降水 ナウキャスト	5分ごと	30分先までの5分ごとの降水の強さを250m四方の細かさで予測
+1X	竜巻発生確度 ナウキャスト	10分ごと	1 時間先までの10分ごとの竜巻の発生確度を10km四 方で予測 発生確度2:竜巻などの激しい突風が発生する可能 性があり注意が必要である。 発生確度1:竜巻などの激しい突風が発生する可能 性がある。

※実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキャスト」 を、1時間先から6時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

(2) 防災情報提供システム

気象庁では、発表されている防災気象情報を市の防災担当者がわかりやすく見ることができるよう、防災情報提供システムによるインターネットの専用ページを設けており、一般閲覧より詳細な情報が利用できる。

(3) ホットライン

市は、避難指示等の判断にあたり、大阪管区気象台や淀川河川事務所等とのホットラインを活用して地域の災害特性、気象特性等を踏まえた最新の気象状況や気象の見通し、その他淀川本川水位等の情報を把握する。

2 避難の考え方

大雨時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、 状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。 大雨時の避難に当たっては、①被害発生予想が可能となるような情報収集 (防災気象情報等)、②地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、③冠水時 等の屋外移動の回避、④垂直避難などに留意し、適切な行動を選択し実施する。 このため、避難行動は、命を守るための「緊急的な行動」と「一定期間仮の 避難生活をおくる行動」の2つに分類する。

安全確保行動の分類

避難行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	屋内安全確保	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留ま
		<u>る</u>
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動す
		る
	水平移動 (一時的)	その場を立ち退いて、近隣の安全を確保できる場
		所に一時的に移動する
仮の避難生活をおくる行	731 1 12 293 (20/9319 3)	住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生
動		活をおくる

出典:災害時の避難に関する専門調査会報告(平成24年3月 中央防災会議)

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、 避難指示等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、 避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するととも に、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに 対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また市は、避難指示等の伝達について、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

(1) 高齢者等避難

市長は、避難の準備を求める場合及び要配慮者に避難を求める場合に高齢者等避難(警戒レベル3)を発令する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける。

- ア 大阪府水防本部長またはその命を受けた水防要員もしくは水防管理者は、 河川及びため池で避難判断水位に達し、洪水により被害が発生するおそれ がある場合は、その必要な地域の住民に対し、緊急速報メール・エリアメ ール等により避難の準備を指示する。
- イ 市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾 斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難情報の判断・伝達マ ニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢 者等避難を広報する。

(2) 避難指示、緊急安全確保

風水害等により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次 表に示す実施責任者が避難指示(警戒レベル4)を発令する。

ただし、市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の 生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置(警戒レベル5)を指示するよう努める。これらの措置を 講じた場合は、速やかに知事に報告する。

実施責任者	災害の種類	要	件	根拠
市 長 (指 示)	災害全般	ある場合において、 災害から保護し、	又は発生するおそれが 人の生命又は身体を その他災害の拡 大を 公要があると認めると	災害対策基本沒 第60条第1項
市 長 (「緊急安全確保 措置」の指示)	災害全般	としている場合にま 立退きを行うことし 命又は身体に危険な	又はまさに発生しよう おいて、避難のための こよりかえって人の生 が及ぶおそれがあり、 緊急を要すると認める	災害対策基本沿 第60条第3項
知 事 (指 示)	災害全般		3分の事務を行うことが かは、市長が実施すべき 3を代行する。	災害対策基本沿 第60条第6項
警察官	災害全般	緊急安全確保措置	めの立ち退き若しくは を指示をすることがで き、又は、市長から要	災害対策基本為 第61条第1項
(指示)		し、又は財産に重力	は身体に危険を及ぼ 大な損害を及ぼすおそ 険な事態がある場合 るとき	警察官職務執行法第4条第1項
知 事、 その命を受けた 職 員 又は 水防管理者 (指 示)	洪水		津波又は高潮によっ い危険が切迫している	水防法 第29条
知 事、 その命を受けた 職 員 (指 示)	地すべり	地すべりにより いると認められると	著しい危険が切迫して ∶き	地すべり等防』 法第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自 衛 官 (指 示)	災害全般	災害の状況によりで、警察官がその野	り特に急を要する場合 見場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

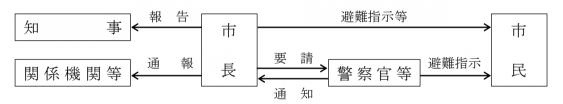
- ※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。
- ※市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- ※市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ※市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する枚方市避難行動要支援者支援プラン (全体計画)等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を発令する。

(3) 避難指示等の発令の流れ

ア 実施責任者は、指示等を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報 する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもと に行う。

イ 市長は、指示等を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の 必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告 する。



(4) 避難指示等の発令の目安

高齢者等避難(警戒レベル3)は、災害発生のおそれがあり、事態の推 移によっては当該地区に避難指示を実施する必要が予想される場合に発令 する。

避難指示(警戒レベル4)は、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

なお、災害が実際に発生していることを把握した場合は、可能な範囲で 緊急安全確保(警戒レベル5)を発令する。

避難指示等を発令する場合は、気象台からの気象情報、国・府からの河川情報などの情報から総合的に判断するものとし、その目安は次のとおりである。

区	\wedge	基本とする	5判断基準
	分	河川氾濫等	土砂災害等
警戒レベル3	高齡者等避難	避難判断水位に到達した場合	大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、 土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」 (警戒レベル3相当情報[土砂災害])と なった場合
警戒レ	避	氾濫危険水位に到達し、引き続き水位の 上昇が見込まれている場合(※淀川は、	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合
ベル4	難指示	工弁が兄及よれている場合 (※従州は、 氾濫危険水位+50cmの6m、木津川は破堤 してから3.5時間が経過した場合)	土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」 (警戒レベル4相当情報[土砂災害])と なった場合
警戒レ	緊急安全確	氾濫開始相当水位に到達した場合(※木	大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル 5相当情報[土砂災害])が発表された場 合
ベル5	女 全 確 保	津川が破堤してから5時間が経過した場合)	土砂災害の危険度分布で「災害切迫 (黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂 災害])となった場合

解除の考え方			
河川氾濫等	土砂災害等		

災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなった場合には、いずれの避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。また、解除の判断は容易ではないことから、避難情報を解除する際には、今後の水位や土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・都道府県に技術的な助言を求めた上で解除の判断をする。なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(例:引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等を検討する。

高齢者等避難	避難判断水位を下回り、流域での降雨がほとんどなく、水位の低下傾向が顕著である場合(氾濫警戒情報、洪水警報の解除を参考)	大雨警報(土砂災害)の解除、又は、 土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警 報の土壌雨量指数基準を下回った場合
避難指示	氾濫危険水位を下回り、流域での降雨 がほとんどなく、水位の低下傾向が顕著 である場合(氾濫危険情報、洪水警報の 解除を参考)	土砂災害警戒情報が解除された場合 (ただし、土砂災害の発生時は、慎重に 判断)

(5) 住民に対する周知

避難指示等にあたっては、避難行動要支援者にも配慮して、本部事務局が市長公室と連携して住民への周知徹底を図る。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

- ア 周知の内容
 - 指示者
 - ② 避難すべき理由
 - ③ 避難すべき場所
 - ④ 避難後の指示連絡など
- イ 周知の手段
 - ① 防災行政無線(同報系·地域防災系)
 - ② サイレンの吹鳴及び警鐘
 - ③ 広報車
 - ④ 有線電話
 - ⑤ 広範囲に及ぶ場合は、テレビやラジオ
 - ⑥ おおさか防災ネットによるメール配信や枚方市公式ラインやツイッタ ー、緊急速報メール
 - ⑦ インターネット(市ホームページ)
 - ⑧ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。
- ウ 指示の文例(高齢者等避難)

避難指示文

年 月 日

大雨による土砂災害の危険性が高まったことから〇時〇分に警戒レベル3、高齢者等避難を発令。開設避難所は牧野、殿一、禁野、中宮、明倫、桜丘、枚方、枚二、山之上、川越、さだ東、五常、開成、さだ、香陽、香里、春日、西長尾、田口山、菅原東、氷室、津田、津田南の各小学校及び第二中、外大(穂谷)の25箇所(枚方市)

4 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、 家財を2階に移動させる。
- (3)避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品等を携行する。
- (4)避難者は、できるだけ氏名票(住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの)を準備する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒

雨具を携行する。

- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。
- (8) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

5 避難の誘導

(1) 住民の避難誘導

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市は、住民の避難誘導に際して、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会、枚方市消防団、枚方・交野警察署等と連携し、原則として集団避難を促す。

この際、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等の地域住民 組織の協力を得ながら、高齢者、障害者その他要配慮者の安否確認を行う とともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実 施に努める。また、枚方市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)に即 して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

(2) 公共施設等における誘導

学校、幼稚園、保育所、老人福祉施設、病院等公共施設における避難誘導は、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

- (3) 事業所及び大規模店舗等における誘導 原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。
- (4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

(5) 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じておおむね次のように実施する。

- ア 安全な経路を通って指定緊急避難場所へ徒歩により誘導する。火災発生 時にあっては、一時避難場所又は広域避難場所へ誘導する。
- イ 避難路が緊急交通路と重複している場合は、避難者の交通安全に十分配 慮して、避難誘導を実施する。
- ウ 避難の誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できる限り早めに避難させる。
- エ 火災等で最初の指定緊急避難場所が危険と判断された場合、近くの一時 避難場所か広域避難場所又は他の指定緊急避難場所へ移動する。

指定緊急避難場所 家 庭 自主避難 集団避難 指定避難所 職 場 他の第1次避難所 集団避難 その他 (第1次避難所) 集団避難 浸水・火災等の危険 不足する場合 指定避難所 (第2次避難所) 不足する場合

避難のパターン

6 広域避難

(1) 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を 求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告し た上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、 市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

7 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速 やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。避難指示等の解除に当たって は、十分に安全性の確認に努める。

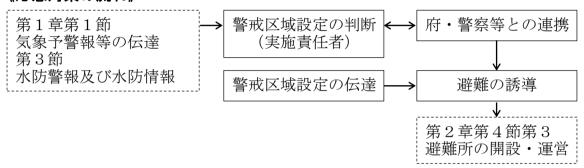
第2 警戒区域の設定

実施担当 本部事務局(危機管理部)

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

警戒区域の設定1警戒区域の設定2実施方法3警戒区域の解除

《対策の展開》

1 警戒区域の設定

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す 実施責任者が警戒区域の設定を行う。

設定権者	種類	要 件 (内 容)	根拠法令
市長	災 全 般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒 区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第1項
知 事	災 害 全 般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことが できなくなったときは市長が実施すべきこの災害応 急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条第1項
警 察 官	災 害 全 般	警察官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を 含む)が現場にいないとき、又は市長から要請があ ったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第2項
災害派遣を 命ぜられた 部隊等の 自衛官	災 害 全 般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第3項

設定権者	種類	要件(内容)	根拠法令
消防職員 又 は 消防団員	災 害 全 般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員は、火災や他の災害(ただし、水災を除く)の現場において、消防警戒区域を 設定する。	消防法 第28条第1項
警察官	災 害 全 般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員が火災や他の災害(ただし、水災を除く)の現場にいないとき又は消防職員 又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の 設定等を行う。	消防法 第28条第2項
消防長 又は 消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の 事故が発生した場合において、当該事故により火災が 発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生 したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそ れがあると認められるときは、火災警戒区域を設定す る。	消防法 第23条の2 第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防 職員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防 長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒 区域を設定する。	消防法 第23条の2 第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒 区域を設定する。	水防法 第21条 第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒 区域の設定等を行う。	水防法 第21条 第 2 項

2 実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、住民の生命又は 身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次 の要領で設定する。なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行 う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外 の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ず る。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、本部事務局、 その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しな ければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3)警戒区域の設定に必要な措置は、本部事務局、その他関係部が連携し、枚方警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に速や

かに警戒区域の解除を指示する。

第3 指定避難所の開設・運営等

実施担当

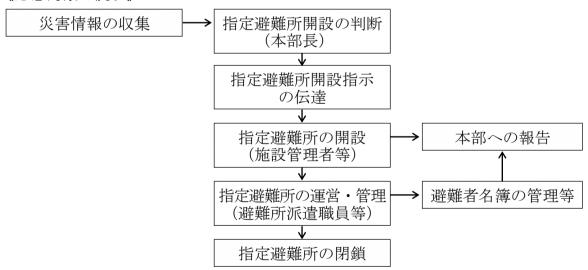
本部事務局、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会、環境部

《基本的な考え方》

災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として指定避難所を開設する。指定避難所の運営については、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成した「枚方市避難所運営マニュアル」を参考にして対応する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 指定避難所の開設

(1) 避難所の開設

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、 国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多く の避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活 用して周知するよう努める。

本部長は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、その状況 を判断して指定する第1次避難所のうちから開設する指定避難所を選定し、 教育委員会に開設の指示伝達をする。

なお、第1次避難所の施設が被災した場合は、安全性が確認された当該施設の一部のみを使用して開設するか、もしくは、最寄りの第2次避難所 を指定して開設する。

(2) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- ② 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難指示が発せられた場合
 - ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合

(3) 指定避難所の開設方法等

ア 勤務時間内に指定避難所を開設する場合

危機管理部(本部事務局)の指示伝達により、施設管理者は指定避難所 を開設し、避難所派遣職員は指定避難所に参集する。

イ 勤務時間外に指定避難所を開設する場合

危機管理部(本部事務局)の指示伝達により、避難所派遣職員は指定避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して指定避難所を開設する。

指定避難所を開設する時期		開設する者
★如長36以再 b	勤務時間内	本部長の指示により施設管理者が開設
本部長が必要と認めたとき	勤務時間外	本部長の指示により避難所派遣職員と施設 管理者及び警備担当者等が協力して開設

- ウ 指定避難所を開設したときは、その旨教育委員会を通して本部事務局に 報告する。
- エ 緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した 自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。
- オ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、 避難所の開設状況等を適切に府に報告する。

(4) 指定避難所が不足する場合

本部事務局は、避難所のスペースが不足した場合は、第2次避難所に指定している中学校等を指定避難所として開設する。

また、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、 道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を 設置・維持することの適否を検討する。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを 防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避 難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 避難行動要支援者への配慮

指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

2 指定避難所の運営・管理

(1) 運営主体

- ア 指定避難所の運営は、初期段階(開設直後の数日間)では避難所派遣職員が中心となり、住民や教職員等の協力を得ながら行う。
- イ 指定避難所開設から数日経過し避難所運営が軌道に乗った段階で、徐々に住民主体の運営体制に移行する。具体的には、自治会等を単位にグループ分け及び役割分担を行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、避難所派遣職員の支援のもとでの自主運営をめざす。
- ウ 避難所派遣職員は、派遣職員2名、交代要員2名で構成する。なお、避 難所運営が長期に及ぶ場合は、当該要員に負担が生じないよう、要員構成 ・交代体制を適宜見直すものとする。

(2) 避難者名簿の作成

ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。

- ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を、自主的な意思に 基づき避難者名簿に記入する。
- エ 避難者名簿の写しを教育委員会を経て、本部事務局、健康福祉部へ送付する。
- (3) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所派遣職員は、飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、教育委員会等に報告する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び役割分担された避難者が行う。

(4) 指定避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレの設置

本部事務局は、避難者数や施設の被害状況等により、必要に応じて仮設トイレを設置する。

- イ 仮設トイレの管理
 - ① 環境部は、浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。
 - ② 環境部は、設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。
- ウ 学校トイレピット等の使用

仮設トイレの設置等が困難な状況においては、指定避難所となる小中学校のトイレ配管の維持管理用空間(地下)を利用して、一時くみ取り式トイレとして使用する。また、仮設トイレが設置されるまでの間は、プールの水等を利用しての既設トイレの利用や、簡易トイレ・マンホールトイレの利用等を検討する。

(5) 社会福祉施設等での生活が必要な避難行動要支援者の搬送

事前に把握している避難行動要支援者で、社会福祉施設や介護保険施設等と平常時に受入れの調整が整っている人は、本人の意思及び施設に確認した上で、家族等の協力を求めながら搬送する。

また、指定避難所での集団生活を行うことが困難な寝たきり等の高齢者、障害者等の人は、福祉避難所、社会福祉施設等と調整の上で、家族等の協力を求めながら搬送する。

(6) 指定避難所における情報提供

指定避難所に配置された職員は、避難者に各種情報の提供を行う。

- ア 指定避難所の各種運営情報を避難所の掲示板又は掲示場所に掲示すると ともに、放送等でも伝える。
- イ 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。
- ウ 被害状況や応急対策の実施状況・予定、避難者情報等について広報する。
- エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。
- オ 混乱防止のための避難者心得を掲示する。

(7) 生活環境への配慮

食事供与の状況、トイレの配置・管理状況等の把握に努める。

また、避難所生活の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(8) 要配慮者への配慮

教育委員会、健康福祉部及び子ども未来部は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や福祉避難室の設置、必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(9) 男女の視点・性の多様性への配慮

指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加える。また男女の視点や性の多様性についても理解し、個々のニーズの違い等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。また、本人が公にしていない性的指向や性自認に係る機微な個人情報の保護に十分留意する。

(10) 性暴力・DVの発生防止対策

女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と 男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は 昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力 ・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ど も等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との 連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 外国人への配慮

多言語支援が必要な避難者情報を収集し、当該避難者に対して、言語、 生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(12) 避難者の受け入れ

避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

(13) 相談窓口の設置

相談窓口を設置する。(女性相談員の配置に配慮する。)

(14) 動物への配慮

家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。また、獣医師会の他、動物取扱業者

等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(15) 指定管理者との役割分担の整理

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で 事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(16) 定期的な情報交換

各避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(17) 感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

3 指定避難所の閉鎖

避難指示等が解除され、指定避難所開設の必要がなくなった場合等、本部からの閉鎖の指示を避難者等に伝え、速やかに帰宅させる。

4 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と充分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、応急対策をすれば 居住を継続できる被災住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難 者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

5 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れついては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つい とまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に 代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3章 災害発生後の活動

第1節 被害情報収集•報告

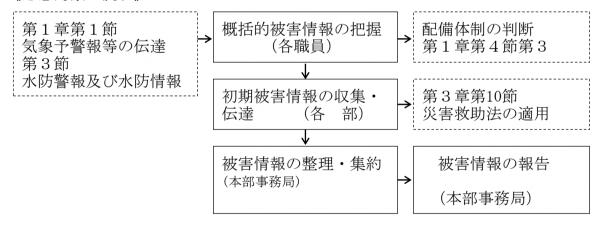
実施担当

全部局、関係機関

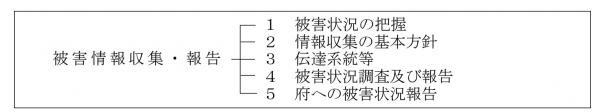
《基本的な考え方》

市は、職員が参集途上で収集した情報や、状況に応じて災害現地に派遣した職員からの情報により、被害状況を把握するとともに、防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用して、警戒活動の実施状況や、災害発生後のライフラインや公共施設等被害状況の早期把握など、応急対策実施のための被害情報の収集活動を、関係機関と連携して実施する。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、人命に関わる情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 枚方寝屋川消防組合からの情報(通報状況等)
- (2) 警察署からの情報 (通報状況等)
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 情報収集の基本方針

被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるため、各部長は災害発生後、直ちに被害調査を行い、その状況を把握して本部長に報告する。

(1) 災害情報の収集及び本部事務局への報告は、各部において報告責任者を定め、 報告の確実性を期する。

また情報の一元化を図るため危機管理監を情報総括責任者にあて、災害情報の収集・総括・報告にあたらせる。

- (2)情報総括責任者は、災害の推移に応じて迅速かつ正確に本部長に報告する。
- (3) 本部事務局は、各部からの情報を基に全体の被害状況を掌握するとともに、必要に応じて資料を作成し、情報総括責任者に報告する。

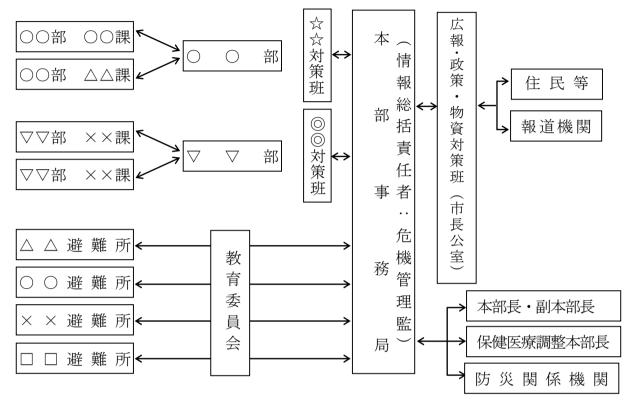
「作成する資料〕

- ア 気象関連情報の状況、被害状況
- イ 本部会議のための資料
- ウ 状況報告書の作成
- エ 被害分布図の作成
- オ 市民等への情報発信に必要な資料
- カ その他災害応急対策等に必要な資料作成
- (4) 本部事務局は、災害応急対策活動のため、収集した情報を直ちにその被害の 種類に応じ関係各部に指示する。
- (5) 各部は、被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な 情報を、適時、適切に収集し災害応急対策に活用する。

3 伝達系統等

(1) 庁内の部局間の伝達系統

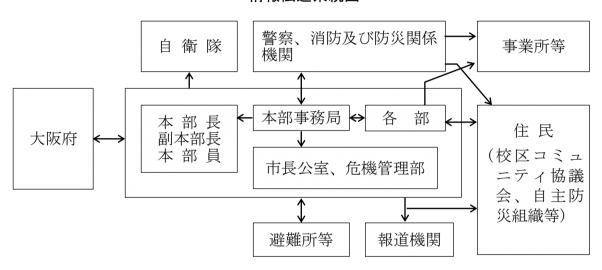
次図のように、各部局で収集した情報を、「災害連絡票」(資料編第5章第5節第5の1様式1を参照)により必要な情報を記載し、本部事務局に報告する。



(2) 防災関係機関等との伝達系統

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害 情報等を収集し、随時本部事務局及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 本部事務局と防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、災害応急対策活動が円滑に実施されるように努める。
- ウ 報道機関に対する被害情報等の伝達は、市長公室を通じて行う。
- エ 市長公室・危機管理部は、必要な被害情報等について住民や校区コミュニ ティ協議会等の住民団体に向け広報・周知する。

情報伝達系統図



4 被害状況調査及び報告

災害に伴う被害状況の調査及び報告は、各部が迅速かつ確実に次のとおり実施する。

(1)被害状況調査の時期及び報告

各部は、災害の推移に応じて以下の要領により、被害状況を調査し、その調査結果を本部事務局に報告する。

ア 災害発生時の情報収集

災害応急対策の体制を整えるため、職員は参集途上における被害状況の把握に努める。

イ 初動期の情報収集

災害発生後、時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大の防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

ウ 応急対策期の情報

災害発生後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその 概況を調査する。この調査は、災害に対する応急 対策実施上の基礎となるものであるから、短期間 にその概況を把握し、発生速報として報告する。 通報者並びに調査者は、被害の有無及びその程 度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害(被害)の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害(被害)の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って町ごとに取りまとめて本部に報告する。
被害確定調查	被害確定報告	被害状況が明確になったときに調査する。この 調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の 基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響する ので、被害状況を正確に把握して被害確定報告と する。ただし、この報告は状況に応じて、概況報 告、中間報告、確定報告と段階別に行うことがで きる。 本部事務局は、緊急の災害応急対策が終了した 時点で、各部から取りまとめられた被害報告を基 に全体の被害状況を掌握する。

(2) 報告内容

各部が収集した被害状況調査をおおむね次のような内容でまとめる。

災 害 情 報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動 に関する情報	カ 避難指示の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

[留意事項]

ア 被害状況調査書には、災害連絡票を用い、写真、地図等の確認資料を適宜 添付する。

- イ 関係機関と常に連絡を図り、情報の緻密正確を期す。
- ウ 被災者台帳を作成する。

(3)被害調査分担

調査担当部	調査項目
各 部 共 通	・所管施設・設置構造物の被害調査
総 務 部	・職員の被害調査
市民生活部	・罹災証明書発行にかかる住家等の被害認定調査
観光にぎわい部	・農業及び商工業者の被害調査・文化財の被害調査
健康福祉部	・人的被害調査・医療機関の被害調査・毒物劇物保有施設の被害調査・食品製造施設の被害調査・専用水道、浄化槽、公衆浴場、旅館等、関係施設の被害調査
健康福祉部子ども未来部	・人的被害調査(所管施設入所者関連)・社会福祉施設等の被害調査
環境部	・くみ取りに関する調査 ・事業所からの環境汚染に関する調査 ・ごみに関する調査
都 市 整 備 部	・宅地造成地等の被害調査
土 木 部	・道路、橋りょう、公園、河川等の土木施設に関する被害調査・土砂災害危険箇所等の被害調査
上下水道局	・下水道施設の被害調査・水路の被害調査・水道施設の被害調査
市立ひらかた病院	・人的被害調査 (入院患者関連) ・市立ひらかた病院施設の被害調査
教 育 委 員 会	・児童・生徒の被害調査・学校及び社会教育施設等の被害調査・学校教材器具の被害調査・社会教育施設等の被害調査

5 府への被害状況報告

(1) 報告基準

府(政策企画部危機管理室)への報告は本部事務局が、府関係部局への個別報告は各部局が、次の基準により行う。

ア 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 市が防災体制に移行したもの。

イ 個別基準 (風水害)

- ① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ② 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ③ 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 災害報告

本部事務局(危機管理部)は、大阪府防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告」(資料編第5章第5節第5の3を参照)により被害状況報告を行う。ただし、当該システムが故障等によって運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(その2)に従い府防災行政無線、電話、ファクシミリ等で報告することとする。

各部局は、府関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を 報告する。

(3)被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策を講じる基礎となるものであり、 人的及び家屋被害を優先して報告する。

- イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、 判明したもののうちから逐次報告する。
- ウ 即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国(総務省消防庁)に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、上記(1)の「イ 個別基準」のうち、 死者又は行方不明者が生じたものである。

エ 通信途絶等により、被害状況等を府に報告できない場合は、災害対策基本 法53条第1項に基づき直接、国(総務省消防庁)に報告する。

なお、府との連絡がとれるようになった後の報告については、府に対して 行う。

- オ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに府及び消防庁に通報する。その際、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。
- カ 確定報告は、災害応急対策を終了した後、速やかに行う。
- キ 被害が甚大なため市で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるい は調査に専門的な技術を必要とするときは、府に応援を求めて実施する。

第2節 通信手段の確保

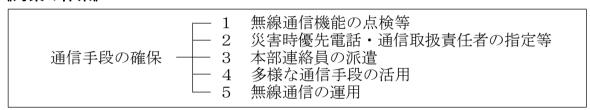
実施担当

全部局

《基本的な考え方》

災害に伴う気象予警報等の伝達、被害状況及び応急対策状況の収集、災害情報の伝達等を確実に行うため、有線電話を中心とした通信体制を確保する。また、必要に応じて防災行政無線、府防災行政無線、各機関・事業所専用の無線電話等を利用して効果的な通信体制を整える。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 無線通信機能の点検等

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、被害の生じた施設設備の復旧を行う。

また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

(1) 災害時優先電話

災害情報通信に使用する災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

(3) その他

各部及び防災関係機関は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに 本部及び防災関係機関に修正の報告を行う。

3 本部連絡員の派遣

(1)各部

各部は、本部会議との連絡を強化するため、危機管理部から要請を受けたときは、本部連絡員を本部事務局に派遣する。

(2) 防災関係機関

市長は、災害応急対策を実施する上で必要と判断した場合は、防災関係機関に対して、本部との連絡のための本部連絡員を本部に派遣するよう要請する。なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

4 多様な通信手段の活用

(1) 電子メール等の利用

本部、市出先機関、防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、電子メール及びファクシミリによる文書連絡とする。

(2) 府防災行政無線の利用

府と府の各出先機関及び各市町村並びに防災関係機関との連絡は、府防災 行政無線により行う。

(3) MCA無線の利用

支所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、 必要に応じてMCA無線により行う。

- (4) その他の無線の利用
 - ア 枚方市医師会等との連携によるMCA無線の活用
 - イ アマチュア無線非常通信協議会、近畿地方非常通信協議会との連携及び活用
- (5) 非常通信等の利用

災害時において、電気通信設備(NTT通信電話等)が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかもMCA無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア警察、消防、鉄道、電気の各機関の保有する無線
- イ 放送局の有する無線
- ウ その他の無線(運輸業者のMCA無線)

このほか、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、庁内ネットシステム、eメール等の活用を図るとともに、状況によっては伝令(自転車、オートバイ利用若しくは徒歩)なども検討する。

5 無線通信の運用

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。特

に本部においては、「枚方市防災行政無線管理運用規程」第17条に基づき通信の 統制を行う。

第3節 広報・広聴計画

第1 災害広報対策

実施担当

本部事務局、市長公室、観光にぎわい部、健康福祉部

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、 訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、災害情報等を様々な手段を用いて提供する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通 じて緊急メッセージを発する。

《対策の体系》

災害 広報 対策1 広報体制
2 災害広報の内容
3 報道機関との連携
4 関係機関における広報活動

《対策の展開》

1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っている ことを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態(モード)から、災害時の状態 (モード)への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速3 0m/s以上が見込まれる場合

イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域 への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が 見込まれる場合

(2) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市長の発令する避難情報への注意

2 広報体制

(1) 実施主体

- ア 本部事務局及び市長公室は、関係部や関係機関との協議により、集約した 情報を基に広報内容・時期を決定する。
- イ 本部事務局及び市長公室は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的 な広報手段・対象(人・地域)の選定を行い、広報活動を実施する。
- ウ 市長公室は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

(2) 広報の方法

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行等
- イ 広報車による現場広報
- ウ 防災行政無線(同報系)による地区広報
- エ 指定避難所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビへの情報提供による広報
- カーインターネット(市ホームページ)やSNSによる広報
- キ 枚方市公式ラインやツイッターや緊急速報メールによる広報
- ク 録音媒体やファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚 障害者等に配慮した広報
- ケ 外国語による広報

3 災害広報の内容

災害広報は、災害により精神的に混乱し、不安定な状態に陥っている住民等の 気持ちを回復させるため、的確かつ迅速に、本部事務局に集まる情報を整理・分 析して広報する。

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報(進路予想図、予報円 等)や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 災害発生直後の広報

災害発生直後に、住民広報として特に必要となる項目は、次のとおりである。

- ア 気象等に関する情報
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難の勧告、指示の呼びかけ
- オ 応急救護所の開設等の医療情報

- カ 指定避難所開設の情報
- キ 要配慮者への支援及び人命救助等の協力呼びかけ
- ク 十砂災害 (二次的災害) の危険性

(3) その後の広報

- ア 二次災害の危険性に関する情報
- イ 指定避難所に関する情報
- ウ 被災状況とその後の見通し
- エ 被災者のために講じている施策に関する情報
- オ ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通し情報
- カ 医療機関などの生活関連情報
- キ 交通規制情報
- ク 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- ケ 義援物資等の取扱い及びボランティアの受入れ等
- コ 教育及び福祉関連情報

4 報道機関との連携

市長公室は、報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

被害状況に応じて、放送事業者に緊急放送を依頼する。

また、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の報道機関に対し放送要請する。

- ア 日本放送協会(大阪放送局)
- イ 民間放送事業者(朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株 式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ 放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、 株式会社エフエム大阪、株式会社FM802)

(2)報道機関への情報提供

本部事務局からの災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等については、報道機関に対し定期的に記者発表を行うとともに必要に応じて随時、情報提供を行う。

5 要配慮者に配慮した広報

市長公室及び健康福祉部は、点字、録音媒体等の活用や外国語による放送など、要配慮者に対する適切な対応を行う。

ア 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送や手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

イ 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

6 関係機関における広報活動

関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を本部事務局に通知する。

第2 災害広聴対策

実施担当

市長公室、各部、本部事務局

《基本的な考え方》

市は、被災者の要望の把握と住民からの問い合わせに速やかに対応するため、積極的に広聴活動を実施する。

《対策の体系》

 災害広聴対策
 1 相談窓口の開設

 災害広聴対策
 2 実施体制

 3 要望の処理

《対策の展開》

1 相談窓口の開設

災害発生後、時間的経過とともに変化していく相談内容に対応できるよう総合相談窓口を開設する。

- (1) 二次災害等に関する相談
 - 二次災害防止や建物の修復に関する問い合わせなどに対応するため、市長公室と関係部が連携して総合相談窓口を設置し、復旧に向けた住民の相談に応える。
- (2) 特別相談

災害応急対策が一段落した時期に、状況に応じて市長公室と関係部が連携 しながら被災地の指定避難所等に出向いて実施する。

2 実施体制

- (1) 各部から職員を派遣するとともに、ボランティアの協力も得て住民相談業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、チラシや広報紙、市ホームページ、報道機関、防災行政無線等で住民へ周知する。

- (3) 相談窓口には専用メール及び専用電話、専用ファクシミリを備える。
- (4)窓口相談対応の長期化が見込まれる場合は、専属組織に切り替えるなど長期的な視点にたった体制を構築する。

3 要望の処理

- (1) 相談窓口で受け付けた要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (2) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

第4節 応援・派遣要請・支援

第1 広域応援等の要請と受入れ・支援

実施担当

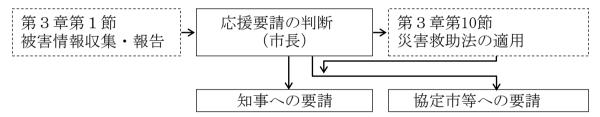
本部事務局、総務部、関係部局(協定締結部局)

《基本的な考え方》

市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、 全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅 速に防災関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、 宿営等のための拠点の確保を図り、相互に協力して被災者の救助など応急対策を 実施する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、 職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚 大な地域に対して積極的に支援を行う。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

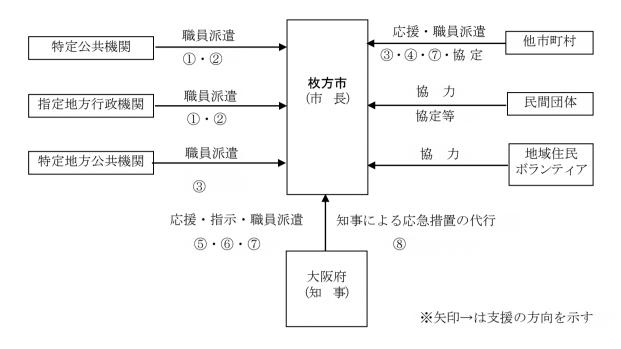


《対策の展開》

1 広域的な応援体制

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統は次図のとおりである。

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統



① 災害対策基本法第29条第2項(職員の派遣の要請)

(市長等*1が指定地方行政機関の長又は特定公共機関*3に対し職員の派遣を要請する)

- ② 災害対策基本法第30条第1項 (職員の派遣のあつせん) (市長等*1が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関*3の職員の派遣についてあっせん を求める)
- ③ 災害対策基本法第30条第2項(職員の派遣のあつせん) (市長等**1が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関**4の職員の派遣についてあっせんを求める)
- ④ 災害対策基本法第67条 (他の市町村長等に対する応援の要求) (市長等*1が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める)
- ⑤ **災害対策基本法第68条**(都道府県知事等に対する応援の要求等) (市長等*1が知事等*2に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する)
- ⑥ 災害対策基本法第72条(都道府県知事の指示等)

(知事が市長に対し、災害の応急措置・応急対策について必要な指示をし、又は他の市町村 長を応援すべきことを指示する)

- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項(職員の派遣) (市長等*1が知事等*2、他の市長等に対し、職員の派遣を求める)
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項(知事による応急措置の代行) (市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する)
- ※1:市長等

市町村長又は市町村の委員会若しくは委員

※2:知事等

都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員

※3:特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害 応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が 指定したもの

※4:特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2 応援要請

(1) 府、指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、 知事又は指定地方行政機関の長に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。応援要請に係る手続きは、本部事務局が担当する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

なお、本部事務局及び総務部を通して応援要請を行ういとまのないときは、 各部局において府の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに総務 部に報告するものとし、市長は要請した旨を知事に報告する。

(2) 府下市町村への応援要請

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。応援要請に係る手続きは、本部事務局及び総務部が担当する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、知事に直ちに応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

(4) 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は 口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を 提出する。応援要請に係る手続きは、基本的に当該協定の所管元である各部 ・各課で応援要請・受入を行い、総務部に状況報告を行う。

3 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。派遣要請等に係る手続きは、本部事務局が担当する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせんを要請する。

派遣又は派遣のあっせんを要請するときは、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2)派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4)派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

4 応援の受入れ

府や府下市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局が確認し、総務部及び応援を要する部署へ速やかに連絡する。

また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用 等に配慮する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足 することが想定されるため、応援職員等に持参してもらうよう要請する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを枚方寝屋川消防組合と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

(5) 応援職員等の活動拠点の確保

応援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、所管施設を活用して確保する。ただし、当該部署における確保が困難な場合は、本部事務局において対応する。

(6) 応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理

応援職員に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアル等を作成している場合は、応援職員等に配布することができるよう、準備しておく。

(7) 応援職員等の宿泊場所及び食料等の確保

応援職員の宿泊場所及び食料等の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、必要に応じて宿泊場所に関する情報提供などを行う。

5 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に 集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等 の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把 握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、 都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を 行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じ て把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第2 自衛隊の災害派遣要請

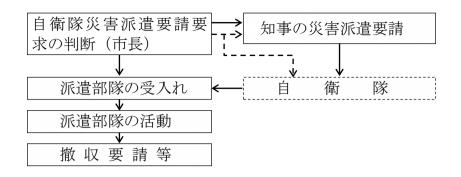
実施担当

本部事務局 (危機管理部)、総務部

《基本的な考え方》

市長は、被害が大規模であり、市及び関係機関だけでは住民の安全を確保することが困難と判断した場合、自衛隊の災害派遣の要請を知事に要求する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 派遣要請

- (1) 市長の派遣要請の要求
 - ア 市長は、要請基準により知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。
 - イ 市長は、知事に通信途絶等により要求できない場合は、自衛隊に直接通知 する。
 - ※派遣要請に係る手続きは、本部事務局内に設置する受援調整班が担当する。 ※原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速 やかに文書を提出する。
- (2) 知事の派遣要請
 - ア 知事は市長等から派遣要請の要求があり必要な場合、自衛隊に要請する。
 - イ 知事自らの判断で必要と認めた場合、自衛隊に要請する。
- - ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が 情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと 認められる場合に、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等に よる収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必

要が認められる場合

- ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動 を実施する場合
- エ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- オ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(4) 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長(本部長)が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法(昭和29年法律第 165号)第83条の規程に基づき部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。

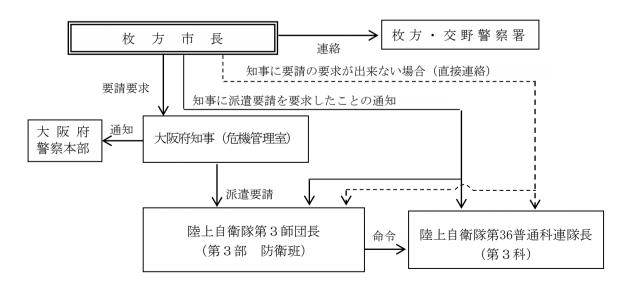
ただし、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知する。その場合には、通知した旨を知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、府等と連絡協議し迅速に行うものと する。

2 知事への派遣要請の要求

知事に自衛隊の派遣要請を要求するときは、「災害派遣要請要求書」(資料編第5章第4節の1を参照)に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事 (府総務部危機管理室)に要求し、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

派遣要請系統図



派遣要請連絡先

·大阪府知事(危機管理室長)

大阪府防災行政無線 200-4880、4886

電話 直通 06-6944-6478

• 陸上自衛隊第3師団長(第3部防衛班)

大阪府防災行政無線 823-0

電話 072-781-0021 内線 3734

夜間 3301

伊丹市広畑1-1

• 第36普通科連隊長(第3科)

大阪府防災行政無線 824-0

電話 072-782-0001 内線 4031,4032

夜間 4004

伊丹市緑ケ丘7-1-1 陸上自衛隊伊丹駐屯地

3 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊の受入れ担当

自衛隊の受入れ、調整は「災害派遣要請要求書」に基づき、総務部において受け入れに関する連絡調整のために連絡担当者を指名し、窓口を設置する。

- (2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加 自衛隊連絡所を設け、必要に応じて本部会議に参加を要請する。
- (3) ヘリポート等の開設準備 あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。
- (4)活動実施期間中の現場責任者の設定 活動実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛 隊現地指揮者と協議し活動の推進を図る。
- (5)派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 派遣部隊が行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市が準

備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

(6)派遣部隊の宿泊施設

災害派遣部隊の野営適地として、後方支援活動拠点(山田池公園・枚方市立陸上競技場)をあてる。

4 派遣部隊の活動

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(1)被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると きは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5)消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)に基づき、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

(6) 道路又は水路の機能確保

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、これらの機能確保

又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関が提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯又は給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する防衛省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去 を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 知事への撤収要請の要求

市長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったと認めたときは、派遣部隊の 撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」(資料編第 5章第4節の2を参照)に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第5節 消火・救助・救急活動

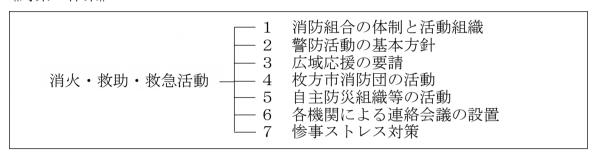
実施担当

枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団、枚方・交野警察署、 本部事務局(危機管理部)及び関係部局

《基本的な考え方》

消防機関は、災害に伴う二次災害を防止するなど、被害の軽減を図るため消火・救助・救急活動を枚方寝屋川消防組合警防規程に基づき、迅速かつ的確に実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 消防組合の体制と活動組織

枚方寝屋川消防組合は、枚方・寝屋川のいずれかの市域において災害が発生し、 通常の警防体制では効果的な警防活動を実施することが困難と予測されるときに、 現に勤務している職員以外の職員を非常招集し、現警防体制を強化し非常警備体 制をとる。

(1) 非常警備体制

災害の被害の軽減を図るため、速やかに非常警備体制をとり消火・救助・ 救急活動を実施する。

(2)活動組織

非常警備体制時における消防組合の組織は、本部長、副本部長及び消防本 部職員で構成する警防本部と、部隊長、副部隊長及び消防署職員で構成する 3つの署警防部隊によって編成される。

警防本部は、警防活動を統括指揮し、それぞれの署警防部隊は警防活動の 実施にあたる。

ア 警防本部

警防活動を効果的に行うため、消防本部に警防本部を置き、警防活動を総括する。

イ 署警防部隊

警防活動を効果的に行うため、署は部隊編成計画に基づき、それぞれの署 警防部隊を編成し、警防活動の実施にあたる。

2 警防活動の基本方針

(1)消火活動

初動配備体制を確立し、災害様態に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況を勘案して消火活動を実施し、出火防止及び火災の早期鎮圧、並びに延焼拡大防止に努める。

また、火災が各地で同時多発した場合は、重要防ぎょ地区等を優先し、避難の安全確保に努める。

(2) 救助・救急活動

枚方・交野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、本部及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

ア 救助活動

- ① 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人 命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- ② 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。

イ 救急活動

- ① 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
- ② 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重傷者を最優先とする。
- ③ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。

ウ 行方不明者の捜索活動

- ① 行方不明者の捜索にあたっては、枚方寝屋川消防組合が、枚方・交野警察署及び地域住民と協力して実施する。
- ② 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- ③ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- ④ 捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて府及び隣接市町に応援を求める。
- ⑤ 遺体を発見した場合は、速やかに枚方・交野警察署に連絡する。

(3) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

3 広域応援の要請

(1) 広域消防相互応援協定

枚方寝屋川消防組合の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請し、迅速かつ的確な対応を図る。

(2) 知事への応援要請

市長は、市全域災害等で必要な場合は、災害対策基本法第68条の規程に基づき、知事への応援を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(3) 航空消防応援協定

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、協定に基づき応援を要請する。

ヘリポートは、災害状況を踏まえ必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの 中から選定し対応する。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、直ちに知事に対して応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

(5) 応援部隊の誘導

応援部隊が有効に活動できるよう後方支援活動拠点(山田池公園・枚方市立陸上競技場)、被災地等へ誘導を行う。また、火災の状況、地理、水利の情報を提供する。

4 枚方市消防団の活動

枚方市消防団は「消防団活動マニュアル」に基づき活動する。

5 自主防災組織等の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、消防機関、警察署など防災機関との連携を図る。

6 各機関による連絡会議の設置

市、枚方寝屋川消防組合、府、枚方・交野警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の 実施に努める。

第6節 医療救護活動

実施担当

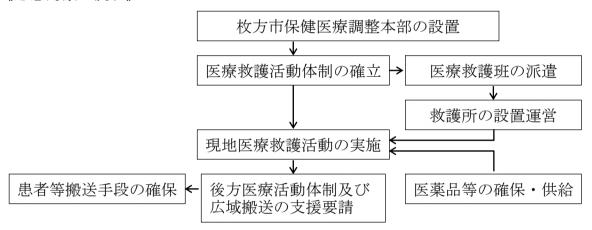
健康福祉部、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合、枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会

《基本的な考え方》

市は、枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会(以下「三師会」という。)等と連携し、「枚方市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の 状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)及び保健医療活動を実施する。

また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に 対して適宜助言及び支援を求める。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 医療救護活動体制

(1) 枚方市保健医療調整本部の設置

市は、必要に応じ枚方市保健所に枚方市保健医療調整本部を設置し、大阪 府保健医療調整本部のカウンターパートとして、災害発生のおそれがあると き又は災害発生直後から中長期に亘る枚方市域の医療救護活動及び保健医療 活動の戦略的マネジメントを行う。

(2) 医療情報の収集・提供活動

枚方市保健医療調整本部は、枚方寝屋川消防組合や三師会をはじめとする 災害医療関係機関と協力し、救急医療用MCA無線及び広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を活用して人的被害、医療機関被害、活動状況及び医療ニーズ等情報を集約する。

これを基に、救護所の設置・運営や医療救護班の編成・派遣など、医療救護活動体制を確立する。

また、把握した情報は速やかに大阪府保健医療調整本部へ報告するとともに、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

大阪府保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部からの報告、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

(3) 医療救護活動体制の確立

ア 医療救護班の編成・派遣

- ① 市立ひらかた病院及び三師会は、枚方市保健医療調整本部の決定により 医療救護班を編成し、拠点応急救護所等へ派遣する。
 - なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な 資機材等を携行する。
- ② 医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

イ 支援医療班派遣要請

- ① 市の医療救護班の体制をもってしてもなお、医療救護体制の確立ができないときは、枚方市保健医療調整本部が大阪府保健医療調整本部を通じてDMAT、JMAT、日赤等に医療救護班の派遣要請を行う。
- ② 大阪府保健医療調整本部は要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所(医療機関・救護所・航空搬送拠点等)及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。また、災害派遣精神医療チーム(DPAT)に関しては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びDPAT事務局に対して他府県のDPATの応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し、調整を行う。
- ③ 災害拠点病院等の医療機関は大阪府保健医療調整本部若しくは枚方市保

健医療調整本部の要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは医療救 護班として医療救護活動を実施する。

- ウ 救護所の設置・運営
 - ① 健康福祉部は、枚方市保健医療調整本部の判断に基づき、拠点応急救護所をあらかじめ指定した施設に設置する。また、災害の状況に応じて、災害の現場付近に現場応急救護所を設置し、運営する。
 - ② 健康福祉部は、枚方市保健医療調整本部の判断に基づき、指定避難所やその他適当な場所に、医療救護所を設置し、運営する。また、医療機関開設者の承諾を得て医療機関を医療救護所に指定する。
- エ 医療救護班の受入れ

医療救護班の受入場所は枚方市保健医療調整本部とし、医療機関等の協力のもと、救護所への配置調整を行う。

2 現地医療救護活動

- (1) 救護所における現地医療活動
 - ア 応急救護所(拠点・現場)における現場救急活動

災害発生直後に市立ひらかた病院及び三師会が編成し派遣する医療救護班は、応急救護所でトリアージや応急措置等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

各医療関係機関から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災者の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

- (2) 医療救護班の業務
 - ア 患者に対する応急処置
 - イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
 - ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
 - 工 助産救護
 - オ 被災者の健康管理
 - カ 死亡の確認
 - キ その他状況に応じた処置

3 後方医療対策

(1)後方医療の確保

枚方市保健医療調整本部は、枚方寝屋川消防組合と連携し、救急医療用M CA無線システムや広域災害・救急医療情報システム(EMIS)から得られる情報をもとに、被災を免れた市域の災害医療機関で患者の受け入れ病床 を確保する。さらに必要に応じて、他市等にも患者の受入病床の確保を要請 する。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

ア 受入れ病院の選定と搬送

枚方市保健医療調整本部は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

イ 患者搬送手段の確保

- ① 患者の陸上搬送は、原則として枚方寝屋川消防組合や関係機関が所有する 救急車で行う。なお、救急車の確保が困難な場合、枚方市保健医療調整本 部は、公用車やタクシー等民間交通機関に協力要請を求めるほか、大阪府 保健医療調整本部に搬送支援を要請して確保する。
- ② 枚方市保健医療調整本部は、航空機による搬送が必要と認めるときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機などによる搬送を大阪府保健医療調整本部に要請する。
- ③ 大阪府保健医療調整本部は、海上搬送を行う船舶を確保する。また、空港等に航空機搬送拠点医療施設(SCU)を設置し、被災地内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地外へ搬送を行う。

(3) 災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は 下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害 拠点病院間の調整を行う。

【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

② 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害 時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣
- c 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、 小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として 主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照
- ウ 枚方市災害医療センター 枚方市災害医療センターは、次の活動を行う。
 - ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
 - ② 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整 【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照
- 工 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び枚方市災害医療センター等と協力し、 率先して患者を受入れる。

【災害医療協力病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

【MCA無線設置病院名】 資料編第5章第9節の3を参照

才 災害医療協力医院

災害医療協力医院は枚方市医師会と連携・協力して救護班の編成並びに患者の受入れを行う。

4 医薬品等の確保・供給

枚方市保健医療調整本部は地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を 得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。 また、不足が生じた場合は、大阪府保健医療調整本部に対して供給の要請を行う。

5 個別疾病対策

枚方市保健医療調整本部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患、糖尿病等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第7節 交通輸送対策

第1 緊急輸送のための道路確保

実施担当

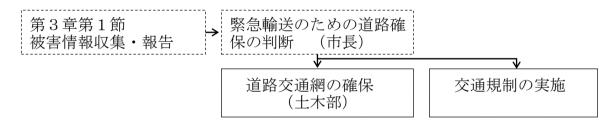
土木部、枚方·交野警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所、 大阪府枚方土木事務所、西日本高速道路株式会社

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ 的確に実施するため、緊急交通路等の確保に努める。

枚方・交野警察署及び道路管理者は相互に連携して、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

緊急輸送のための道路確保 — 1 道路交通網の確保 2 交通規制の実施

《対策の展開》

1 道路交通網の確保

(1)被害状況等の把握

道路管理者等は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、道路パトロールを強化し、災害箇所、危険個所の早期発見に努め、交通規制など必要な措置をとる。

- (2) 緊急交通路の確保
 - ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、枚方・交野警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」(国道1号、国道170号)

及び高速自動車国道(第二京阪道路)等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、枚方・交野警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

イ 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

枚方・交野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点 14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、 府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考 慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、枚方・交野警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

① 市、府、道路管理者

a 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び枚方・交野警察署に連絡する。

b 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、枚方・交野警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

c 道路機能確保

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路機能の確保に努める。作業にあたっては、枚方・交野警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

② 枚方・交野警察署

a 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制 御等の交通管制を行う。

b 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

- (注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の 通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時 間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ 優先的に開放すること」を言う。
- エ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に いない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消 防用緊急車両の通行 のため、同様の措置を講ずる。

オ 交通規制の標識等の設置

枚方・交野警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する 措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標 識等を設置する。

カ 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

枚方・交野警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

本部事務局及び土木部は、道路交通網の確保を期するため、道路管理者や 枚方・交野警察署との情報交換や周辺市町を含む広域圏における協力体制の 確立に努める。

- ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。
- イ 枚方・交野警察署との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。
- ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動について連絡調整を行う。
- エ 広域交通規制等についての広域圏における協力体制を確立する。

2 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施
 - ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外 の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密 に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を 防止する。
 - イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により 覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交 通の安全と円滑を図り、又は交通公害そ の他の道路の交通に起因する障害を防止 するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しよう としている場合において、災害応急対策 が的確かつ円滑に行われるようにするた め緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交 通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	道路における交通が著しく混雑するお それがある場合	道路交通法 第6条第2項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情 により道路において交通の危険が生ずる おそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者		者	範	用	根	拠	法
敬言	察	官	1 通行禁止区域内において 両の通行妨害車両その他の 等の措置を命ずることがで 2 措置命令に従わないとき、 が現場にいないとき、警察 該措置をとることができる やむを得ない限度においての物件を破損することがで	の物件の移動 できる。 き、又は相手 察官は自ら当 る。この場合 て車両その他	災害 ^対 第7	対策基 6条 <i>0</i>	_ , ,,
自消	衛 防 吏	官員	警察官がその場にいない場で 衛隊用緊急通行車両及び消費 の通行のため、上記措置を行 きる。	方用緊急車両			

(3) 道路管理者による措置命令

大規模災害時において直ちに道路啓開(機能確保)を進め、緊急通行車両

の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

- ① 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。 (災害対策基本法第76条の6第1項)
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項)※ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の 土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分することができる。(災害対策 基本法第76条の6第4項) ※沿道での車両保管場所確保等

ウ損失補償

道路管理者は上記アの②又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(災害対策基本法第82条第1項)

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、都道府県、市町村に対し、知事は市町村に対し、上記ア、 イの措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

オ 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。(災害対策基本法第76条の4第1項)

(4) 道路交通の確保対策

ア 危険箇所が発生した場合は、直ちに枚方・交野警察署に連絡の上、交通の 規制を行うと同時にこれに代わり得る迂回路の指定等の措置をとり、道路交 通の確保に努める。

イ 災害箇所については、優先順位の高いものから復旧措置を行う。

(5) 緊急交通路の周知

市、府、枚方・交野警察署及び道路管理者は、報道機関を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。周知徹底を図るため、報道機関への情報提供や主要地点での立て看板の設置等を行う。

交通規制の情報あるいは一般車両の自粛要請等について、災害対策本部を通

じて報道機関等に次のような内容で広報依頼や情報提供を行う。

- ア 禁止制限の種別と対象
- イ 規制する区間、期間、理由
- ウ う回路、その他の状況
- (6) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 道路の応急復旧等

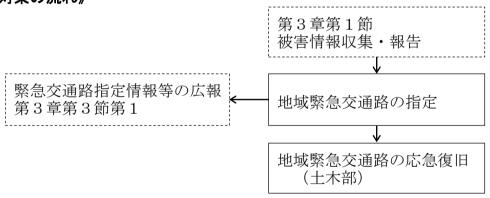
実施担当

土木部、都市整備部、近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府枚方土木事務所、西日本高速道路株式会社

《基本的な考え方》

道路管理者は、道路施設に被害が発生したとき、交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に道路機能確保等の応急措置を講ずる。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 緊急交通路等の道路機能確保

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能を確保する。

2 道路機能確保作業等の実施手順

(1) 応急復旧工事及び機能確保

市の管理する道路は、土木部が応急復旧し、機能を確保する。ただし、市の管理外の道路であっても緊急を要するときは必要に応じて実施する。

(2) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集と広報

道路管理者、枚方・交野警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急交通路に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集し、情報交換に努める。また、この情報は、災害対策本部を通じて関係機関に連絡するとともに住民に広報し、協力を求める。

(3) 道路機能確保作業用資機材の調達

道路機能確保作業用資機材は、市が保有するもののほか不足が生じた場合は、災害時応援協定を締結している事業所等に要請して調達する。

3 道路上等の災害廃棄物等の処理

道路の施設等と家屋の倒壊・焼失等から生ずる災害廃棄物等は道路上の障害物として、緊急通行車両の通行や応急活動の障害となる。

道路機能確保には、土木部が、都市整備部と連携してあたり、廃棄物処理は環境部が行う。

第3 緊急輸送体制の確立

実施担当

本部事務局、総合政策部、総務部、関係部局

《基本的な考え方》

市は、災害初動期において緊急に必要となる物資等の輸送需要に対処するため、 関係機関の協力を得て必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。

《対策の体系》

緊急輸送体制の確立 -

- 1 人員、輸送用車両等の確保
- 2 物資集積所の開設
- 3 緊急輸送の実施
- 4 物資の管理

《対策の展開》

1 人員、輸送用車両等の確保

- (1)総務部は、各部局からの情報に基づいて、必要とする車両台数及び燃料を確保する。
- (2)総務部は、教育委員会からの指定避難所の避難者情報に基づいて、輸送等にあたる要員を確保する。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

災害発生時における緊急通行車両等の確認手続きは、知事及び府公安委員会が実施する。交通規制が実施された場合、市が使用する車両は、各部において知事及び府公安委員会等に緊急通行車両等の届出申請を行い、確認を得て標章並びに証明書の交付を受ける。

また、事前届出を行った車両については、府公安委員会から交付を受けた「緊急通行車両事前届出済証」を提示して所要の手続きを行い、所定の標章並びに証明書の交付を受ける。

なお、特別の事情で事前届出を行った枚方・交野警察署で手続きを行うことができない場合にあっては、他の警察署等で手続きを行うことができる。 緊急通行車両等の標章は、車両前面の確認しやすい場所に貼付する。

(4) その他輸送手段の確保

ア ヘリコプターの利用

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、枚方寝屋川消防組合と協力して災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。

- ① 輸送基地の確保
 - a 災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
 - b 府、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを 指定する。
- ② 輸送手段の確保

府(府が連携する輸送事業者を含む)、大阪市消防局、府警察、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

イ 船舶の利用

市長は、船舶による輸送を必要とする場合は、知事に船舶のあっせんを要請するとともに、淀川河川事務所長に毛馬閘門の通過や緊急用船着場の利用などの支援を要請する。

(5) 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

(6) 緊急交通路の補完的機能の確保

府は、必要があると認める場合、河川管理者(国土交通大臣)を通じ、河川(淀川)における船着場と一体的に機能し、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

(7) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

2 物資集積所の開設

備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、総合政策部及 び関係部局は本部事務局と連携して必要に応じて物資集積所を開設して活動する。

- (1)物資集積所は、被害状況、規模等に応じ、渚市民体育館^{*}、府立牧野高校、 府立枚方高校、府立枚方津田高校、関西外国語大学学研都市キャンパス、パナ ソニック株式会社スポーツ事業センターから選定して開設する。
 - ※大阪府「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」にて本市の主たる物 資集積所として指定されている。
- (2)総合政策部は、物資集積所における物資の手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

3 緊急輸送の実施

- (1)本部事務局は、緊急交通路の道路状況、指定避難所の避難者数等を把握し、 人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留 意して緊急輸送を効率的に実施する。
- (2) 緊急輸送の対象及び順位は次のとおりとする。
 - ア輸送対象
 - ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、 資機材等
 - ② 消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等
 - ③ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - ④ 応急対策に必要な人員、資機材等
 - ⑤ 食料、飲料水及び生活必需品等
 - ⑥ その他災害復旧に必要な人員、資機材等
 - イ 輸送順位
 - ① 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - ③ 上記以外の災害応急対策のために必要な輸送

4 物資の管理

(1)物資受払簿の作成

備蓄物資、調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送 数量等を受払簿を作成し、的確な物資管理に努める。

(2)物資の分類・整理

食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要 に応じて速やかに出庫できるように努める。

第4 鉄軌道施設の応急復旧

実施担当

西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社

《基本的な考え方》

鉄軌道管理者は交通障害となる障害物を除去するなど応急措置を講じ、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《対策の体系》

《対策の展開》

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署に通報し、出動を要請する。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、 状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。また、駅地下道に非常照明を設 ける。

2 災害対策組織の設置

各鉄軌道管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速や

かに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策組織を設置し、輸送の確保に努める。被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 線路等鉄軌道施設の応急復旧

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、 復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な 復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

4 代替輸送手段の確保

鉄軌道施設の被害状況に応じて代替交通輸送手段を確保するなど、輸送機能維持に努める。

5 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを市及び関係機関に連絡するとともに、報 道機関を通じて広報する。

6 通信の確保

重要通信回線のバックアップ設備を設置するとともに、携帯電話、携帯用保守無線電話を配備し、通信の確保に努める。

第5 バス路線の応急復旧

実施担当

京阪バス株式会社

《基本的な考え方》

乗客の安全確保と二次災害の防止に努めるとともに、輸送の確保を図る。

《対策の体系》

《対策の展開》

1 応急措置

(1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速

度制限を行う。

- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署に通報し、出動を要請する。

2 災害対策組織の設置

災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに運行復旧にあたるため、必要に応じて災害対策組織を設置し、輸送の確保に努める。被害状況によっては、他の輸送機関からの応援を受ける。

3 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを市及び関係機関に連絡するとともに、報 道機関を通じて広報する。

第8節 公共土木施設等・建築物応急対策

実施担当

全部局

《基本的な考え方》

市は、風水害に伴う浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などによる被害の拡大を防止するため、施設の被害調査やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

公共土木施設 • 建築物応急対策

- -1 公共土木施設等
 - 2 公共建築物及び公有土地
 - 3 応急工事
 - 4 地下空間浸水災害対策活動

《対策の展開》

- 1 公共土木施設等 (河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止 施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など)
- (1) 河川施設、ため池等農業用施設
 - ア 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防 団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫 する方向の隣接水防管理者に報告する。

現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

- イ 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立ち退 きを指示する。
- ウ 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所に ついて、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
 - ア 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の 把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
 - イ 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の 応急措置をとる。
 - ウ 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応 じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
 - エ 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、所有者に適正な 処置を求めるとともに、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円

滑な除去に努める。

(3) その他公共土木施設

ア 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めると ともに、その旨を直ちに府に報告する。

- イ 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の 応急措置をとる。
- ウ 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応 じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

(5) 橋梁など道路施設

ア 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。

イ 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

2 公共建築物及び公有土地

市及び関係機関は、被災した公共建築物等の被害状況の把握を速やかに行い、 必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため崩壊・倒壊の危 険性のある土地・建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、 施設の応急の機能確保を図る。

4 地下空間浸水災害対策活動

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための 浸水災害対策活動は、次のとおりとする。

(1) 避難活動

本部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防職員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。避難指示、避難誘導等の避難活動に関する詳細は、第2章第4節に示す。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

(2) 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防署へ通報する。

(3) 応急対策活動

市は、府及び関係機関と連携のもと、収集連絡された情報に基づく判断により応急対策の実施体制を確立するとともに、各節に定めた計画に基づき、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急、医療活動等を実施する。

第9節 被災生活の長期化と問い合わせへの対応

実施担当

本部事務局 (危機管理部)、市長公室

《基本的な考え方》

被災生活の長期化への対応が可能な支援体制の整備を図るとともに、被災者の 安否について住民等から照会があったときは、個人情報の管理を徹底しながら可 能な限り安否情報を回答するよう努める。

《対策の体系》

被災生活の長期化と ___ 1 支援

問い合わせへの対応 2 住民等からの問い合わせ

《対策の展開》

1 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、 市、府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心 と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市の支援体制の整備を支援する。

2 住民等からの問い合わせ

(1)専用電話を備えた窓口の設置

市、府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(3) 個人情報の管理の徹底

被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第10節 災害救助法の適用

実施担当

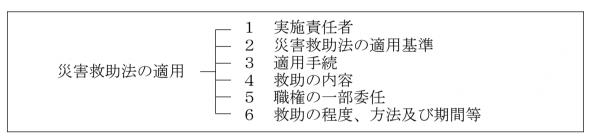
本部事務局 (危機管理部)

《基本的な考え方》

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受ける。この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域単位を原則として同一原因の災害の程度 が次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を 要する状態にあるときに実施する。

	両方の要件に該当している場合に適用される		
	府の区域内の被害	本市の区域内の被害	
(1)	_	住家の滅失世帯数が150世帯以上 (人口が30万人以上の市町村に 該当するため)	
(2)	住家の滅失世帯数が2,500世帯以上	住家の滅失世帯数が75世帯以上 (人口が30万人以上の市町村に 該当するため)	
(3)	住家の滅失世帯数が12,000世帯以上	住家の滅失世帯数が多数	
(4)	_	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること	
(5)	_	災害が発生し、多数の者が生命又 は身体に危害を受け又は受けるお それが生じた場合であって、内閣 府令で定める基準に該当するとき	
(6)	_	災害が発生するおそれがある場合 において、国に災害対策基本法に 規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されており、当該災害により被害を 受けるおそれがあり、現に救助を 必要とする者がいるとき	

- ※ 住家の滅失世帯数の算定基準
 - ア 半壊又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
 - イ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

3 適用手続

- (1) 市長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。



4 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。 (要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 受入れ施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する 救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する ものとする。

6 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編

第5章第12節の3、4に示すとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第4章 応急対策活動

第1節 生活救護に関する計画

第1 緊急物資供給の留意点

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力する。

- 1 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜 を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止 に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含め るなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配 慮する。
- 2 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、 孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給 に十分配慮するものとする。
- 3 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者 に対しても物資等が供給されるよう努める。
- 4 市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。
- 5 市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足 するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態 に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要 求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。
- 6 府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

第2 応急給水

実施担当

上下水道局

《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、給水施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料に適した水を得ることができない人に対して、飲料水を供給する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

応 急 給 水 ― 1 応急給水体制の確立 2 応急給水の実施

《対策の展開》

1 応急給水体制の確立

(1) 災害発生直後の情報収集

上下水道局は、次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応 急給水対策をたてる。

- ア 浄水場等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- イ 給水区域の断水状況の情報収集・把握を行う。

(2) 応援要請

ア 災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、府及び大阪広域水道企業団に支援を要請する。

一方、給水活動に対する他の水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受入れる。

イ 自衛隊の応援要請が必要な場合は、市長は知事に要求する。

(3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合は、直ちに水道施設の異常を調査し、応急給水 用の水を確保する。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水の目標

災害発生直後の給水の量は、住民1人あたり1日3リットルを目標とし、 応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

(2) 応急給水拠点の設定

ア 応急給水拠点の設定

- ① 給水は原則として応急給水拠点からの拠点給水方式で行う。
- ② 応急給水拠点は、原則として浄水場及び配水場に設け、状況に応じて被災地等に応急給水所を開設する。

イ 応急給水所の周知・広報

応急給水所を開設したときは、上下水道局は住民への広報を行うとともに、 設定した地域及びその周辺に「応急給水所」の掲示物を表示する。また、必 要に応じて市長公室に住民への広報を依頼し周知を図る。

(3) 応急給水の方法

ア 応急給水所への搬送

飲料水等の応急給水所への搬送は、給水車や給水ポリタンク等により、応 急給水拠点となる浄水場及び配水場から運搬し、給水を行う。

イ 応急給水所での給水

応急給水所での給水は、住民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。

ウ 耐震性貯水槽からの応急給水

耐震性貯水槽の設置場所も状況によって応急給水所とし、給水を実施する。

エ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管により仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

オ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に 処理する。

カボトル水の配布

(4) 医療機関・福祉施設等への給水

医療救護活動を行うために設置する拠点応急救護所等や後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに介護老人福祉施設等の福祉施設への給水を優先的に行う。

第3 食料供給

実施担当

危機管理部、総務部、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会

《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、指定避難所に避難した人等に対して、必要な食料を供給する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 食料供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した人
- イ 在宅等での避難者 (テントや車内等で生活している人を含む) で、ほかに 食料を得る手段のない人
- ウ 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段のない人

(2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理に手間がかからないものを供給する。また、必要に 応じて高齢者用食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の配布は、原則として指定避難所で実施し、自主防災組織、ボランティア及び避難者等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら 実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握する。

- エ 組織体制等が整ってきた段階において、炊出しの実施を検討する。
- オ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

2 食料の調達方法・内容・輸送

(1)調達方法

ア 備蓄食料

備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

イ 調達食料

総務部は、災害応急用食料を北河内農業協同組合との協定による流通備蓄のほか、次の方法で市内の小売業者等から調達するものとし、必要量が確保できないときは、本部事務局を通じて府及び近隣市町に対し応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局(大阪地域センター)に応援要請した場合は、府に報告する。

- ① 市内の大規模小売店舗等の流通業者に手配の上、必要な食料を調達する。 (加工品を原則とする。)
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要な食料を調達する。
- ③ 市内で十分な調達ができない場合は、他の地方公共団体に対して支援を要請する。

(2)食料の内容

被災者に供給する食料は以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食 料 の 内 容		
備蓄食料	アルファ化米、ドライフーズ、高齢者用食、粉ミルク		
調達食料	精米・即席メン等の主食、肉や魚・野菜等の副食等		

(3) 輸送

- ア 備蓄食料は、総務部及び教育委員会が各指定避難所等へ輸送する。
- イ 調達食料は、調達した業者により指定避難所等へ直接輸送することを原則 とする。これによりがたい場合は物資集積所に受入れ、避難者数に応じた配 分を行い、各指定避難所へ輸送する。
- ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務部が運送業者に委託して行う。

3 食料の配布

各指定避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。なお、この場合、在宅の被災者への食料配布についても考慮する。

4 炊出しの実施

(1) 炊出しの実施時期

災害の状況や活動体制等を本部事務局と調整して、自主防災組織やボランティア等の協力も得て教育委員会が炊出しを実施する。

(2) 炊出しの場所

炊出し場所は、学校給食共同調理場及び小学校の調理場(学校給食再開まで)とする。ただし、災害の状況に応じて保育所等の公共施設のほか、指定避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

(3) 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、本部事務局を通じ 大阪府LPガス協会北大阪支部にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達 する。

(4) 食品の衛生管理

炊出しにあたっては、常に食品の衛生だけでなく、使用水の安全確認、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

第4 生活必需品の供給

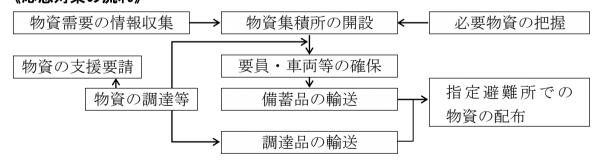
実施担当

危機管理部、総務部、子ども未来部、教育委員会

《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、指定避難所に避難した人等に対して、必要な生活必需品を供給する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

生活必需品供給の方針 生活必需品の供給 2 生活必需品の調達方法・内容・輸送 3 生活必需品の配布

《対策の展開》

1 生活必需品供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した人
- イ 災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な人
- (2) 供給の方針

物資の配布については、被災世帯数、人員等を確実に把握した上で品目、 数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。

2 生活必需品の調達方法・内容・輸送

(1)調達方法

ア 備蓄品

備蓄している毛布等を備蓄倉庫から指定避難所へ輸送して供給する。

イ 調達品

生活必需品を調達する場合は、総務部が市内の大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合又はさらに不足する場合は、本部事務局を通じて府及び近隣市町に対し応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の内容

被災者に供給する生活必需品は次に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な物資を定めて確保する。

確係	マスクラ カスティア アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	方法	生活必需品の内容			
備	蓄	品	ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品			
調	達	品	被服(肌着等)、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品			

(3) 輸送

- ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各指定避難所へ輸送する。
- イ 調達品は、食料の輸送と同様に、調達した業者により指定避難所へ直接輸送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた物資集積所に受入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て各指定避難所等へ輸送する。
- ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務部が運送業者に委託して行う。

3 生活必需品の配布

各指定避難所に届けられた生活必需品は、自主防災組織、ボランティア、避難

者、地域各種団体等の協力を得て配布する。なお、この場合、在宅の被災者への配布についても考慮する。

第5 物価の安定及び物資の安定供給

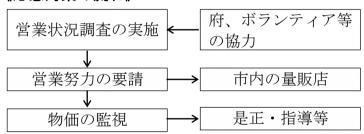
実施担当

危機管理部、観光にぎわい部

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないように監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

1 量販店等の営業状況調査の実施 2 営業努力の要請
3 物価の監視
4 消費者情報の提供
5 生活必需品等の確保
6 災害緊急事態布告時の対応

《対策の展開》

1 量販店等の営業状況調査の実施

観光にぎわい部は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、 商業施設の営業状況等の広報、営業再開のための連絡調整等の支援対策を講ずる。

2 営業努力の要請

市内の量販店、商店街、北大阪商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

3 物価の監視

(1) 苦情窓口

市長公室に寄せられる住民相談や消費生活センターへの通報を基に物価の実態に関する情報収集を行う。

(2)物価の監視

市は府と連携し、物価の動きを調査監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講じる。

4 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

5 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

6 災害緊急事態布告時の対応

災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めた場合、国民は、これに応ずるよう努めなければならないとされている。

市は、その旨を市民へ広報する。

第2節 応急教育等対策

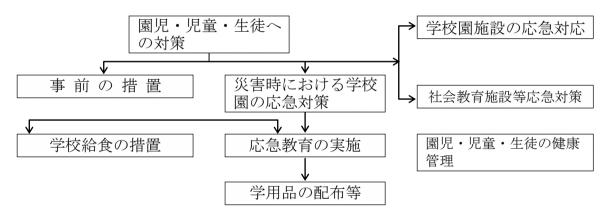
実施担当

教育委員会、子ども未来部、観光にぎわい部

《基本的な考え方》

市は、幼稚園や小中学校の園児・児童・生徒の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認を速やかに実施する。また、学校園を早期再開することは、園児・児童・生徒だけでなく、その家族も通常生活に戻ることとなり、復旧復興の促進につながるため、関係機関の協力を得て速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 園児・児童・生徒への対策

(1) 事前の措置

- ア 市は、災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を検討し、速やかに学 校園長に伝達する。
- イ 市立学校園の教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、 災害発生のおそれがある場合は、次の事項のとおり学校園長と協力して災害 応急対策に備える。

- ① 学校園行事、会議、出張の中止
- ② 休校園措置、園児・児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、 保護者への連絡方法の検討
- ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集、職員への周知の方法の検討

(2) 災害時における学校園の応急対策

- ア 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保 に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を 把握し、速やかに市教育委員会又は子ども未来部(幼稚園に関すること、以 下同じ)に報告する。
- イ 通学園路の安全が確認された場合は、学校園長の指示に従い、保護者への 引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の 適切な措置をとる。ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険で あると認められるときは、学校園内に保護し、極力保護者への連絡に努める ものとする。
- ウ 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校園舎の管理のための体制の確立に努める。

(3) 応急教育の実施

ア 応急教育の区分

学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の事項等に関して市教育委員会又は子ども未来部と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

イ 応急教育実施の場所

市は、災害により校園舎が損壊又は被災者の指定避難所となっている場合、 残存施設の活用や近隣公共施設及び近隣の学校園により、保育・授業を実施 する。また、学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定され る場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、 早急に授業を実施できるよう努める。

ウ 教職員体制の確保

市教育委員会及び府教育委員会又は子ども未来部が確保する教職員体制により応急教育を実施する。

エ 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会又は子ども未来部は、他の市町村等と連携して園児・児童・ 生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(4) 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- ア 指定避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊 出しを実施する場合
- イ 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- ウ 感染症の発生が予想される場合
- エ 給食物資が入手困難な場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(5) 学用品等の調達、配布

- ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して 就学上支障のある小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づき教育委 員会が学校園を通じて学用品等を配布する。
- イ 学用品等の配布は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において 現物をもって行う。
 - ① 教科書及び教材
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品
- ウ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速や かに調達し配布する。

(6) 就学援助に関する措置

被災により、就学することが著しく困難になった児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議の上必要な措置を講ずる。

この場合においては、学校長の申請に基づき措置する。

(7) 園児・児童・生徒の健康管理等

- ア 被害の状況を勘案し、学校園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- イ 被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び健康福祉部と緊密な連 絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- ウ 被災した園児・児童・生徒に対しては、子ども家庭センター等専門機関と の連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を 実施し、健康の保持、心のケア等に努める。
- エ 被災状況に応じて、被災学校園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防 に努める。

2 学校園施設の応急対策

(1) 施設の被害状況の報告

- ア 幼稚園、小中学校の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を調査・把握し、市教育委員会又は子ども未来部に速やかに連絡報告する。
- イ 市教育委員会又は子ども未来部は、直ちに本部事務局に被害の状況を報告 するとともに、必要に応じて速やかに府教育委員会に報告する。

 - ② 教育関係職員の被災状況
 - ③ 学校園施設の被害状況
 - ④ その他教育施設等の被害状況
 - ⑤ 応急措置を必要と認める事項

(2) 応急復旧対策

市教育委員会又は子ども未来部は、災害発生後、速やかに施設の応急復旧の調整を行い、通常の授業の実施体制を整える。

- ア 災害による被害の軽易な復旧は、学校園長に委任する。
- イ 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置 を検討する。
- ウ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、 完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校園舎等の建設を検討す る。
- エ 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を 確保するため次の方策をとる。
 - ① 隣接学校園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
 - ② 学校園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

3 社会教育施設等の応急対策

(1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

(2) 避難誘導

施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に 基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

(3) 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

4 文化財対策

(1)被害状況の調査

災害発生後、指定文化財・登録文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市 を経由して府教育委員会に報告する。

(2)被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

市は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 建築物・住宅応急対策

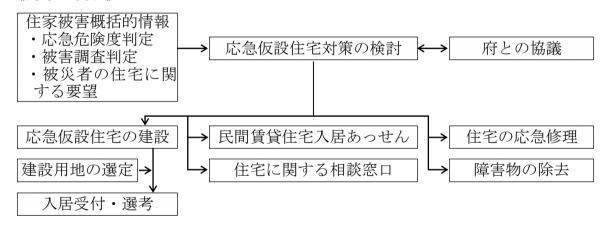
実施担当

都市整備部

《基本的な考え方》

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

《対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 住宅対策の種類と順序

(1) 災害直後に行う必要があるもの

ア 指定避難所の設置による被災者の応急避難 (第2章第4節第3「指定避難

所の開設・運営」を参照)

- イ 空き家のあっせん
- ウ 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- エ 住宅復旧資材の調達及びあっせん
- (2) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止、及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定

2 住宅の確保

(1) 応急仮設住宅の建設

都市整備部は、府が行う建設型応急住宅(建設して供与するものをいう。 以下同じ)の建設に協力し、必要な措置を講ずる。

ア 実施責任者

災害救助法に基づき知事が実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

イ 実施基準

災害救助法の実施基準に準じて行う。

- ① 建設型応急住宅の設置戸数は、府と十分に調整して決める。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の調整ができる。
- ② 入居資格は住宅が全壊、全焼及び流失し、自らの資力で住宅を確保できない人とする。
- ③ 建設型応急住宅を供与する期間は、竣工後2年以内とする。
- ④ 高齢者・障害者に配慮したものを建設するよう努める。
- ウ 建設型応急住宅建設用地

建設型応急住宅建設用地は、建設型応急住宅建設候補地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し、決定する。状況に応じて、公共用地及び民間の遊休地の中から選定する。

エ 建設型応急住宅の運営管理

府と管理委託契約を結び、市の責任において適切な運営管理を行う。また、 集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には、高齢者・障 害者等に配慮する。

この際、市は府と連携して、建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(2) 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅(以下「賃貸型応急住宅」)を積極的に活用する。

(3) 公共住宅への一時入居

都市整備部は、応急仮設住宅(建設型応急住宅、賃貸型応急住宅)の活用 状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、公共住宅への一時入居の措置を 講ずる。

- ア 市営住宅のほか、府、府内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家状況を把握する。
- イ 公共住宅の管理者に対し、被災者用応急仮設住宅としての一時使用を要請 する。
- ウ 公共住宅への一時入居の措置を実施する。
- (4) 民間住宅等の入居のあっせん

都市整備部は、被災者に対しての民間住宅等の入居のあっせんを行う。

- ア 民間賃貸住宅等の空き家状況、家賃状況等を把握するため、貸主団体及び 不動産業関係団体に協力を要請する。
- イ 被災者に対し空き家情報を提供し、入居をあっせんする。
- ウ 必要に応じて、民間賃貸住宅等の借上げを検討する。
- (5) 応急仮設住宅等に関する相談窓口の開設

都市整備部は、応急仮設住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、不動産業関係団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

なお設置に際しては、市長公室と密接に連携して行う。

3 被災住宅の応急修理

都市整備部は、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について府が行う応急修理に協力し、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

応急修理は、災害救助法に基づき知事が実施する。ただし知事の委任を受けた場合には市長が実施する。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、災 害救助法による基本修理額の範囲内で実施する。

4 住居障害物の除去

都市整備部は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して、府が行う障害物の除去に協力し、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

障害物の除去は、災害救助法に基づき知事が実施する。ただし知事の委任 を受けた場合には市長が実施する。

(2) 障害物除去の範囲

障害物の除去は、居室、炊事場、便所のように生活上欠くことのできない場所又は玄関のみを対象とした応急的な除去に限られる。

(3) 必要に応じ、本部事務局を通じて、府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

5 被災建築物に対する指導・相談

市は被災建築物に関する市民の各種相談に応じるとともに、必要に応じ指導等を行う。

(1) 相談窓口の設置 市民の相談等に対応するため、相談窓口を本庁に開設する。

(2) 危険建築物の解体指導

余震等で倒壊の恐れがあり、他へ被害を及ぼす恐れがある建築物について、 優先順位付けを行うなどし解体指導等を行う。

(3) 応急措置に関する指導・相談

二次部材の脱落や電気・ガス等による事故防止のため、市民へ広報を実施するとともに、必要に応じ指導を行う。

第4節 ボランティアの受入れ

実施担当

健康福祉部、枚方市社会福祉協議会

《基本的な考え方》

市、府、日本赤十字社大阪府支部、枚方市社会福祉協議会、ボランティア団体、 NPO、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティ ア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織 (ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う 組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災 者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収 集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、 ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

《対策の体系》

受入れ窓口の開設 2 活動拠点等の提供 ボランティアの受入れ

活動内容

ボランティア現地本部の設置

《対策の展開》

1 受入れ窓口の開設

健康福祉部は枚方市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動 の調整を行う窓口を開設する。

2 活動拠点等の提供

健康福祉部は枚方市社会福祉協議会と連携して、「枚方市災害ボランティアセ ンターの設置・活動マニュアル」に基づいて総合福祉会館内に枚方市災害ボラン ティアセンターを設置し、ボランティアに必要な場所や情報の提供等を行い、活 動に協力する。

(1) ボランティア活動拠点施設の提供 災害状況に応じて、ボランティア活動拠点施設を提供する。

(2)情報提供等

ア ボランティア活動に必要な最新情報を提供するなど、ボランティアと密接

に協議、連絡及び調整を行い連携を図る。

- イ 枚方市災害ボランティアセンターで取り扱うボランティア内容を明確にした上で、その一覧を災害対策本部事務局にも掲示するなど、密接に情報共有を図る。
- ウ 事務用品や必要な機材を準備する。

3 活動内容

主な活動内容は、次のとおりである。

なお、活動拠点は、市庁舎、指定避難所、物資集積所などとなる。

活動内容	明細
救 急 救 助 活 動	被災地域
物資集積所支援	輸送、入出庫、在庫管理、受入事務等
給 水 活 動 支 援	輸送、応急給水所の管理、給水管理事務
在宅被災者等の支援	被災地域
指定避難所運営支援	初動活動整備、運営活動
清 掃 等 支 援	指定避難所、被災地域
災害廃棄物等除去	被災地域
要配慮者支援	指定避難所、被災地域

4 ボランティア現地本部の設置

健康福祉部は、大規模な災害が発生しボランティアによる長期の支援が必要と 判断したときは、枚方市社会福祉協議会と連携して総合福祉会館にボランティア 現地本部を設置し、ボランティア活動に対し適切な支援を行う。

ボランティア現地本部の運営は、枚方市社会福祉協議会が支援し、必要な事務 用品や機材については、健康福祉部が調達し支援を行う。

ボランティア現地本部は、府及び府社会福祉協議会等と連携を図り、登録ボランティアの派遣要請や、他市町村からのボランティアの申し出の受付や必要な情報提供を行う。

「現地本部の活動」

- (1) ボランティア受入れの総合窓口
- (2) 各ボランティア活動拠点との連絡調整
- (3) 指定避難所等からのニーズの把握
- (4)活動に関するルール説明
- (5) 各ボランティアの活動のコーディネート
- (6) 市等との連絡調整会の開催
- (7) その他ボランティア活動中のトラブル等の対処・調整等

《風水害等応急対策・復旧復興対策編》[風水害等応急対策] 第4章 応急対策活動 第5節 海外からの支援の受入れ

第5節 海外からの支援の受入れ

実施担当

関係部局

《基本的な考え方》

府、市をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

《対策の体系》

海外からの支援の受入れ — 1 府との連絡調整 支援の受入れ

《対策の展開》

1 府との連絡調整

- (1)海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、府は国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 府及び市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 府及び市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう 要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第6節 要配慮者への支援

実施担当

健康福祉部、子ども未来部、枚方市社会福祉協議会

《基本的な考え方》

市及び枚方市社会福祉協議会は、市民、関係機関等と連携し、被災した避難行動要支援者への支援を、迅速、適切に実施する。

《対策の体系》

要配慮者 ——

- 1 災害発生直後の避難行動要支援者支援対策
- 2 その後の避難行動要支援者支援対策
 - 3 応急保育対策

《対策の展開》

1 災害発生直後の避難行動要支援者支援対策

災害発生直後において、健康福祉部は事前に把握している避難行動要支援者名 簿情報を基に被災状況を把握するとともに、福祉避難所の開設準備や、社会福祉 施設等への緊急入所、緊急ショートステイを中心とした活動を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)を被災市町村へ派遣し、支援する。

(1) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導

市は、大規模災害が発生し、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「枚方市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」に基づき、校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員をはじめ自主防災組織、自治会等の地域住民組織や社会福祉事業者の協力を得ながら、避難行動要支援者への避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保 護に努める。

(2) 社会福祉施設等に関する被災状況の確認

所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の

被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 災害情報の提供

障害者等の支援団体等に災害情報を提供するとともに、文字放送や手話放送等を活用するなど、それぞれの障害に応じた情報が確実に伝達されるよう配慮する。

(4) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

被災により、居宅、指定避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人又は保護者の意思を尊重した上で、施設機能を低下させない範囲内で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所・緊急ショートステイの措置を迅速かつ円滑に実施する。なお、指定避難所から福祉避難所等への移動・避難の適否については、避難者名簿や災害情報システムを適切に活用して判断(スクリーニング)するものとする。

社会福祉施設等に対しては、災害の状況等により、第1次避難所まで安全 に移動できないと見込まれる場合、安全確保が図れるまでの間、一時的に受 入れてもらうための協力体制の構築を進める。

(5) 指定避難所での要配慮者への配慮

健康福祉部は教育委員会、保健師等と協力して、指定避難所等に避難した 高齢者や障害者、乳幼児等の健康状態等を把握し、スペースの確保や福祉避 難室の設置、必要な生活必需品・医療用具・福祉用具等の確保・配布につい て配慮する。

2 その後の避難行動要支援者支援対策

健康福祉部は、社会福祉協議会、福祉サービス事業者と連携し、継続した福祉 サービスを提供するための対策を講ずる。

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、 避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把 握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者 向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、 十分配慮する。

なお、指定避難所の巡回・支援については、指定避難所派遣職員や保健師等と 綿密な連携を図りつつ、避難所生活が著しく困難で支援(サービス提供に係る助 言を含む)が必要な要配慮者や、福祉避難所への移送対象者のスクリーニングが 必要な要配慮者が避難している一次避難所を主たる対象として実施する。

(1) 福祉ニーズの把握

福祉サービスが継続して受けられるよう必要に応じて居宅、指定避難所及 び応急仮設住宅等を定期的に巡回するとともに、指定避難所周辺の住民も含 めた相談業務を行い、地域の福祉ニーズの把握に努める。

(2) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームへルパーの派遣等、在宅福祉サービスを提供する。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して従前のサービスを提供できるよう努める。

- イ 介護保険事業者等の社会福祉施設の早期再開に向けた支援を行い、避難行 動要支援者に対する継続的な福祉サービスの確保に努める。
- ウ 被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス (PTSD) 等に対応する ため、心のケア対策に努める。

(3) 福祉全般の相談

地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、市長公室が開設する 住民相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

(4)情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する福祉 サービスの情報提供を行う。

3 応急保育対策

子ども未来部は、保育所等の乳幼児の安全を確保するため、休所等の措置や安 否確認を行うとともに、速やかに応急保育再開に向けた措置を行う。

(1) 事前の措置

ア 災害のおそれがあるときは必要な措置を検討し、速やかに施設長等へ伝達する。

- イ 保育所等の職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害のおそれがある場合は、次の事項のとおり施設長等と協力して災害応急対策に備える。
 - ① 休所、行事・会議・出張の中止
 - ② 保育所等入所乳幼児の避難、保護者への連絡方法の検討
 - ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集方法の検討

(2) 災害時における応急対策

ア 保育所等の開所時間中に災害が発生した場合は、乳幼児の安全確保に全力 をあげて取り組むとともに、乳幼児の安否、被災状況等を把握し速やかに本 部事務局へ報告する。

- イ 休所、中途帰宅等が必要と認められる場合は、保護者への連絡その他必要 な措置を講ずる。
- ウ 保育所等の開所時間外に災害が発生した場合、職員は災害状況に応じ、あらかじめ定める基準に基づき所定の施設に参集し、災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急保育の実施や施設の管理のための体制確立に努める。

(3) 応急保育の実施

ア 災害により通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、乳 幼児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して 応急保育を実施する。

イ 応急保育の実施場所

災害により施設が損壊した場合、残存施設や近隣の公共施設等を活用して 保育の継続を図る。

- ウ保育所等入所乳幼児の健康保持
 - ① 被災の状況を勘案し、平素の保健管理、安全指導を強化する。
 - ② 被災地域の保育所等入所乳幼児に対して、健康福祉部と緊密な連絡をとり、感染症の予防について適切な措置をとる。
 - ③ 被災した乳幼児の保護者に対しても種々の相談に応じる。
 - ④ 災害の状況により、施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

(4) 応急復旧対策

- ア 施設等が被災した場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、早急に平常保育 ができる体制を整える。
- イ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉所し、 完全復旧するまで管理監督するとともに、代替施設等を検討する。

第7節 遺体対策

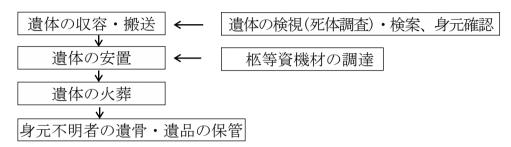
実施担当

健康福祉部、環境部、枚方・交野警察署

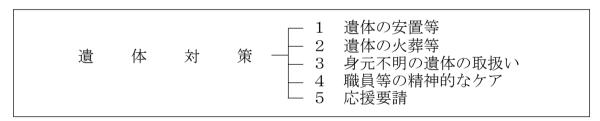
《基本的な考え方》

市は、災害の際死者が発生した場合は、枚方・交野警察署や医療機関等と協力し、遺体の収容、安置、火葬等を円滑に実施する。

《対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 遺体の安置等

(1)遺体の安置

ア 資機材の調達及び遺体の保管体制の整備

- ① 環境部は、遺体安置のためのドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。
- ② 資機材の調達、遺体の保管体制の整備は、葬儀取扱店等の協力を得て実施するほか、必要に応じて本部事務局を通じて他市町村に対し応援を要請する。
- ③ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具の 確保に努めるとともに、遺体を洗浄するために大量の水が必要となること から、洗浄用の水の確保に努める。

イ 遺体安置所の開設

環境部は健康福祉部と協力して、遺体の収容措置が生じたときは、必要に 応じて避難者が避難する指定緊急避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、 広い場所に遺体安置所を開設する。

- ① 遺体の身元識別に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、状況に応じて後方支援活動拠点施設から遺体安置所を選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- ② 遺体安置所の設営については、葬儀取扱店の協力を得て実施する。

ウ 遺体の搬送

- ① 遺体は警察等により遺体安置所に搬送される。健康福祉部は環境部と協力して遺体を安置する。
- ② 搬送前または搬送後に行われる警察官による検視(死体調査)、及び医師による検案を受けた遺体は、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。

エ 遺体安置所の運営

健康福祉部は環境部と協力して、身元確認のために遺体取扱台帳の作成を 行う。遺品を整理し、遺体を納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体 収容台帳に記録する。

- ① 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案が行われるため、警察、その他の関係機関と連携を図る。
- ② 遺体安置所には責任者を配置するほか、葬祭扶助等に関する相談のための要員を確保するとともに、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員の配置についても検討しておく。
- ③ 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- ④ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

(2) 遺体収容に係る書類

健康福祉部は、遺体収容にあたっては以下の書類を整理する。

- ア 遺体収容台帳
- イ 支出関係書類

2 遺体の火葬等

(1)遺体の火葬等の方法

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視(死体調査)、医師による検案を受けた上で、市民生活部の埋火葬許可書の交付を得なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

- ア 遺体安置所における取扱い
 - ① 納棺又は火葬に至るまでの業務(遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置)は、 葬儀取扱店の協力を得て実施する。
- イ 死亡者多数のため、または火葬場被災のためやすらぎの杜では対応できな い場合
 - ① 環境部は、他市町村での火葬実施の手配を、大阪府広域火葬計画に基づき本部事務局を通じて大阪府に応援要請する。
 - ② 他市町村への遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるものとし、総務部に確保を要請する。
- ウ 遺族が混乱期のため遺体の処理、火葬を行うことが困難な場合は、環境部が代わって実施する。
- エ 火葬場の耐震化により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- (2) 火葬等の期間
 - ア 遺体の火葬等の期間は、原則として災害発生から10日間とする。
 - イ 災害発生から10日間で火葬等が終了しないときは、期間の延長手続き(知 事への申請手続き)をとる。
- (3) 火葬等に関する書類 火葬等を実施するために必要な以下の書類を作成する。
 - ア 火葬等台帳
 - イ 火葬等支出関係書類

3 身元不明の遺体の取扱い

- (1) 身元不明の遺体については、枚方・交野警察署等に連絡の上、人相、着衣、 所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視(死体調査)後遺品等を保管す る。
- (2) 身元が判明しない遺体については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り 扱う。
- (3) 警察官の検視(死体調査)を経て、検視調書(死体見分調書)の作成された 身元が判明しない遺体、又は確認できない遺体については、身元確認の資料、 遺品等を保存の上、本部の判断で埋火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後 の遺骨は健康福祉部が寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き 渡す。

4 職員等の精神的なケア

遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

5 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を 整え、積極的に対応するものとする。

第8節 保健衛生活動

実施担当

枚方市保健医療調整本部、健康福祉部、市立ひらかた病院

《基本的な考え方》

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に 良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措 置を講ずる。

《対策の体系》

《対策の展開》

1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、次の防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類 感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたとき は、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、 必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある 感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 避難所等における感染症の発生状況等に係るアセスメントを実施し、必要な対策を講じる。
- (4) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所の防疫指導

- エ 衛生教育及び広報活動
- (5) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (6) 府の指示により、臨時予防接種を行う。(予防接種法第6条)
- (7) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (8) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、 自ら措置を行う。
 - ※一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)
 - 二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS(重症急性呼吸器症候群)、 MERS(中東呼吸器症候群)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウィルスA型H5N1、H7N9に限る。))
 - 三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

2 食品衛生監視活動

市は、食品衛生監視班を編成し、関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2)被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

3 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (1) 巡回相談等の実施
 - ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所及び応急仮設 住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実 施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
 - イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設 やボランティアの協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品 の提供や調理方法等の指導を行う。
 - ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な支援を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、必要に応じて精神科救護所を設置する。

4 保健衛生活動における連携体制

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難 になった場合は、枚方市保健医療調整本部は、他の保健所設置市や府に応援を要 請する。

また、枚方市保健医療調整本部及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

5 動物保護等の実施

市、府、及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府 災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護 及び動物による人等への危害防止を実施する。

(1)被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調 達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。
- (3)動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第9節 廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物の処理

実施担当

環境部

《基本的な考え方》

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、計画的かつ迅速に対応し、環境・安全・ 経済性に配慮した処理を行うと共に、可能な限りリサイクル及び再資源化を推進 する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 事前対応

避難準備情報等が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初動期の対応

災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、処理施設の被害状況等を考慮した処理を行う。

3 災害時の処理体制

- (1) 具体的な処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画の作成に1か月以内に 着手し、国が作成する災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)や本市災害廃 棄物処理計画をもとに、3か月以内に策定する。
- (2) 実行計画には、基本方針、被災状況、災害廃棄物等の処理の概要、処理方法の具体的な内容、安全対策、管理計画等を示す。
- (3)人材や資機材が不足し、市内だけでは災害廃棄物等の処理のための十分な体制が構築できない場合、市が事前に締結した個別の協定を活用するとともに、D. Waste-Net (国が主催する災害廃棄物処理支援ネットワーク) や、その他の

広域連携について府に調整を依頼し、市外へ人材や資機材の支援要請を行う。

(4) 市内の被害が比較的軽微で、隣接市町村の被害が甚大である場合には、人員・資機材等の支援が可能であるか検討する。

4 災害時の廃棄物処理

(1) 生活ごみ・避難所ごみ

生活ごみ及び避難所ごみはできる限り平常時と同様に収集運搬し、処理を 行う。

(2) 収集運搬

ごみの収集運搬については、原則として以下のとおりとする。

- ア 災害発生後、収集運搬車両等の被災状況を確認のうえ、実行計画で検討された収集運搬方法・ルートを基に、被災状況に応じた災害廃棄物等の収集運搬方法を決定する。
- イ 機材が不足する場合は、府に要請し、府内市町村間や協定締結団体による 支援を受ける。
- ウ 全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生する、破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電等の片付けごみは、仮置場開設直後から1か月程は市民により持ち込まれるものの大半を占めるが、特に水害による片付けごみは、浸水による腐敗等のため、発災直後から多量に排出されることから、市民への分別方法・排出方法などの広報の徹底や、必要であればボランティアの要請等を行い、滞りなく処理を行う。
- エ 発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関 と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置し、運営・管理 を行う。

仮置場で可能な限り分別・選別し、リサイクルの推進を図る。

仮置場の設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう廃棄物を分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

- オ 衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始する。また、保 管場所における消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。
- カ 水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生するため、通常時を超え る収集車両や人員を確保する。

(3) 処理

- ア 道路障害物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)、 有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優 先する。
- イ 最終処分量を極力削減するために、水害による堆積物、コンクリートがら、 混合廃棄物等を可能な限り再生資材として活用することを基本とする。

5 死亡愛玩動物

災害によって死亡した犬猫等については、環境部が関係機関と協力して処理を 行う。

第2 し尿処理

実施担当

環境部、上下水道局、本部事務局

《基本的な考え方》

市は、災害発生後の生活環境の悪化等に対処するため、被災地の状況を踏まえながら、し尿を迅速かつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生に万全を期する。

《対策の体系》

 し 尿 処 理 ― 3 くみ取りの実施及びし尿の処理

 4 仮設トイレの管理

《対策の展開》

1 初期対応

- (1)環境部及び上下水道局は、し尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2)本部事務局は、下水道関連施設の状況、指定避難所の開設状況及び避難者数 に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達を行う。
- (3)環境部は、水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込み、指定避難所の開設状況及び避難状況等を勘案し、設置された仮設トイレと被災地域におけるし尿のくみ取り見込み量及び浄化槽汚泥等の搬入見込み量を把握する。
- (4)本部事務局は、災害の状況により、指定避難所を中心に、被災者の生活に支 障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設ト イレを設置する。
- (5) 指定避難所においては、必要な仮設トイレが設置できるまでの間、指定避難 所のトイレが使用可能な場合はプールの水等を利用して既設トイレを利用する、

指定避難所のトイレが使用できない場合は簡易トイレ・マンホールトイレを利用するなど、適切なし尿処理を行う。

2 災害時体制の確立

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

環境部は、大阪府と大阪府衛生管理協同組合が結んでいる(災害時団体救援協定書)を基に大阪府へ協力要請し、大阪府衛生管理協同組合の支援協力を受けて、 くみ取り式トイレ及び仮設トイレ(貯留式)のし尿くみ取りに従事する人員やバキューム車を確保する。また、必要に応じて府及び近隣市町に応援を要請する。

3 くみ取りの実施及びし尿等の処理

- (1)環境部は、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な緊急くみ取りを実施する。
- (2) 指定避難所等に設置した仮設トイレ(貯留式)のくみ取りについては、大阪 府衛生管理協同組合の支援協力によりバキューム車を手配し、仮設トイレの設 置場所、数、利用人数を把握し計画的に実施する。
- (3) 市のし尿処理施設(下水前処理施設)でし尿及び浄化槽汚泥等の処理ができない場合は、他市町村の当該施設への搬入・処理を要請する。

4 仮設トイレの管理

- (1)環境部は、適正なくみ取りにより、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) 仮設トイレの設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

第3 災害廃棄物等処理

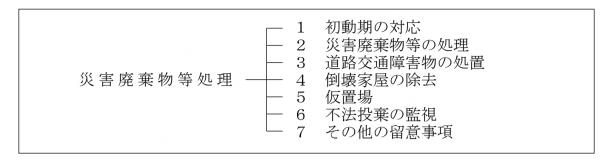
実施担当

環境部、土木部、都市整備部

《基本的な考え方》

市は、道路障害物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。可能な限りリサイクル及び廃棄物の再生資源化による復興資材としての活用を図る。

《対策の体系》



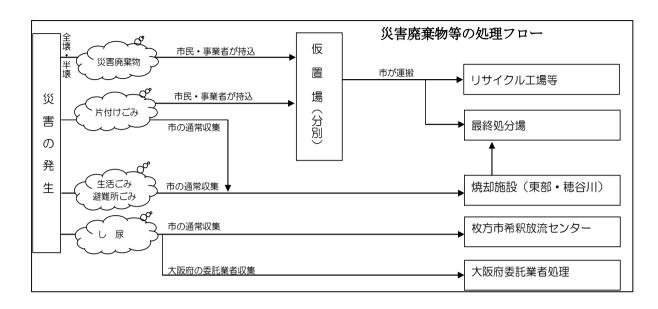
《対策の展開》

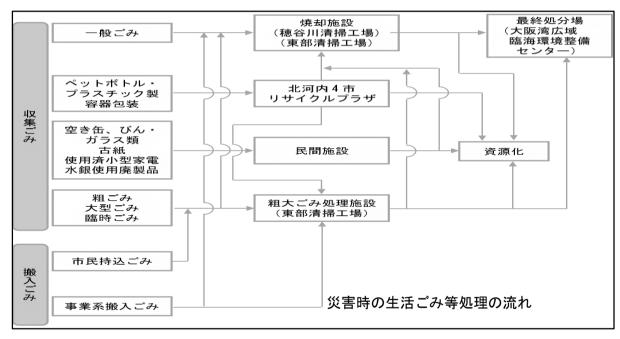
1 初動期の対応(環境部)

- (1) 災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、予め策定した処理スケジュールの見直しを行い、再構築する。
- (2) 発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置し、運営・管理を行う。

2 災害廃棄物等の処理 (環境部)

- (1) 仮置場で可能な限り分別・選別し、リサイクルの推進を図る。
- (2) 最終処分量を極力削減するために、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り再生資材として活用することを基本とする。
- (3) 石綿の含有が懸念される建築物及び建築物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施する。
- (4) 有害性・危険性がある廃棄物及び適正処理が困難な廃棄物については、業者 引取ルートの整備等の対策を講じ、関連業者へ協力要請を行う。
- (5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設 業者等と連携した解体体制を整備する。
- (6) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。





出典: 枚方市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)

3 道路交通障害物の処置

土木部は、災害廃棄物等が道路交通を妨げ、また住宅をふさぐなどの障害が発生した場合は、都市整備部と連携して緊急に処置を行う。

(1) 障害物除去の実施方法

- ア 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、建設業者等の応援協力のもとに 実施する。
- イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復 旧活動に支障とならない範囲とする。

- (2) 障害物の除去に必要な機械・器具の調達
 - ア 所有する機械・器具を使用するほか、必要に応じて建設業者等から迅速に 調達して実施する。
 - イ 上記により調達が困難な場合は、府、近隣市町、関係団体等に応援を要請 する。
- (3) 障害物除去に係る人員の手配 建設業者において、人員の確保に不足をきたす場合は、府にあっせんを要 請する。
- (4) 除去した障害物の処分
 - ア 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃廃材、 可燃廃材に分別して、それぞれの仮置場へ搬送する。仮置場へ搬送された廃 棄物は、環境部が処理する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門 業者により処理する。
 - イ 可燃廃材は、再利用できるものはチップ工場等で、再使用不能のものは処 理施設で焼却処理する。
 - ウ 不燃廃材は粉砕処理し、有害物については、専門業者により処理する。

4 倒壊家屋の除去

市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、国に対し特別の措置を要請する。

5 仮置場(環境部)

- (1)発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と 調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置し、運営・管理を行う。 仮置場の分別配置は、災害の規模や種類などを考慮する。
- (2) 仮置場の設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう廃棄物 を分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬 入導線等を検討する。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、関連業者へ協力要請を行う。

6 不法投棄の監視

道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。

7 その他の留意事項

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけ、飛散防止対策を徹底するとともに、関係法令を守るよう指導する。

第10節 社会秩序の維持

実施担当

危機管理部、市長公室、枚方・交野警察署

《基本的な考え方》

市は、大規模災害が発生した場合は、被災者が精神的に不安定となっているため、流言飛語や社会的な混乱を防ぐなど、枚方・交野警察署と連携して社会秩序の維持に努める。

《対策の体系》

社会秩序の維持 — 1 住民への呼びかけ 2 警戒活動の強化 — 3 社会秩序維持のための対策 4 暴力団排除活動の徹底

《対策の展開》

1 住民への呼びかけ

市長公室は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、 復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的 に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警戒活動の強化

危機管理部は、枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署と連携して、パトロールを実施する。

枚方・交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 社会秩序維持のための対策

「警察活動〕

- (1) 犯罪の予防・取締り
 - ア 自主防犯についての注意指導、警告広報
 - イ 警ら警戒活動の強化
 - ウ 指定避難所等への巡回訪問の実施
 - エ 臨時交番、検問所等の設置

- オ 防犯警戒、一斉取締りの実施
- カ 人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集団的事案、暴利行為に対す る警戒、取締り
- (2) 流言飛語の防止対策
 - ア 災害に関する的確な情報の収集と広報活動による人心の不安の除去
 - イ 人心の不安を助長するようなデマ情報等の防止
- (3) 保安対策
 - ア 銃砲刀剣類及び火薬等の所持違反等の取締り強化
 - イ 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬又は携帯の 禁止、制限若しくは仮領置の実施

4 暴力団排除活動の徹底

枚方・交野警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第11節 ライフラインの応急対策

第1 水道施設

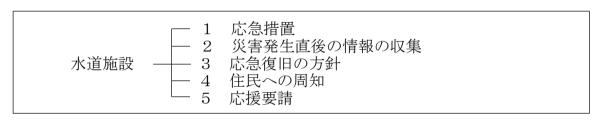
実施担当

上下水道局

《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 応急措置

上下水道局は、災害発生後、施設の被害状況を早急に調査・把握し、二次災害の発生するおそれがある場合又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに次の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報をおこなう。

- (1) 施設の損壊や漏水を応急復旧する。
- (2) 水道が汚染され、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。
- (3) 断水の連絡を受け、応急給水が必要となった地域については、給水車等による飲料水の供給等を行う。

2 災害発生直後の情報の収集

水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、施設の 復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

3 応急復旧の方針

- (1)施設の応急復旧は、資機材及び消毒剤等を調達して復旧の確保を図り、指定 避難所、病院、社会福祉施設等への給水を優先的に進める。
 - 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
- (2) 応急復旧に必要な機材は、常に点検、整備し、万全を期す。

4 住民への周知

- (1) 節水に努めるよう、住民に広報する。
- (2) 水道施設の被害状況や、復旧見通し、また供給状況等を関係機関、報道機関 に連絡するとともに、必要に応じて市長公室より住民に広報する。 また、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努 める。

5 応援要請

災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、府に応援を要請する。

第2 下水道施設

実施担当

上下水道局

《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、 迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施す る。

《対策の体系》

下 水 道 施 設 — 1 応急措置 下 水 道 施 設 — 2 応急対策及び復旧 3 住民への周知 4 応援要請

《対策の展開》

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、 発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 下水道施設において二次災害の発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急対策及び復旧

(1) 災害復旧資機材の調達

上下水道局で所有している資機材等で不足する場合は、近隣市町、民間業者等から調達する。市で調達が困難な場合は、必要に応じて府に資機材等の調達を要請する。

(2) 下水道施設の被害調査

処理場、雨水ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、職員で対応できないと判断される場合は、関係業者等の協力を求め、緊急に調査を実施する。

(3) 応急復旧の基本方針

下水道施設は住民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、 復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。 また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4) 応急復旧方法

ア 下水道施設

処理機能が停止し、排水不能とならないよう必要な措置を講ずる。必要な 措置を講じても、処理機能が著しく低下し、早急な復旧が無理と判断される 場合には、生活排水及び事業場排水の使用制限を行い、早期の復旧を行う。

イ管渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が 最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配 と割振り等を行い、現場作業を行う。

3 住民への周知

- (1) 生活水の節水に努めるよう、住民に広報する。
- (2) 下水道施設の被害状況や復旧見通しを関係機関、報道機関へ連絡するととも

に、必要に応じて市長公室より住民に広報する。

4 応援要請

災害の規模により、枚方市下水道排水設備指定工事店の協力を得ても、なお応 急復旧体制を整えることが不可能な場合は、府又は府内の市町村に応援を要請し、 その支援を受ける。

それでも対応できない大規模災害の場合は、「下水道事業災害時近畿ブロック 支援に関する申し合わせ」に基づく応援を府を通じて要請する。

第3 電力供給施設

実施担当

関西電力送配電株式会社 (大阪支社枚方配電営業所)

《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》

電 力 供 給 施 設 — 1 応急措置 2 応急供給 3 広報

《対策の展開》

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害の発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、枚方寝屋川消防組合及び 枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急供給

- (1)電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2)被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意等について広報活動を行う。
- (2)被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達 し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、 供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス供給施設

実施担当

大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)

《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》

ガス供給施設 — 1 応急措置 ガス供給施設 — 2 応急供給 3 広報

《対策の展開》

1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

都市ガスの漏洩による二次災害の発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急供給

- (1)被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3)被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2)被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し住民に広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信施設

実施担当

西日本電信電話株式会社 (関西支店)

《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保 を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利 用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災

者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1)被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の 措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信 の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努める。

第12節 農業関係応急対策

実施担当

観光にぎわい部

《基本的な考え方》

市は、農業協同組合等と連携し、迅速に農業に関する応急対策を講ずるものと する。

《対策の体系》

農業関係応急対策

- 農業施設応急対策
- $\begin{bmatrix} 1\\2\\3 \end{bmatrix}$ 農作物応急対策 畜産応急対策

《対策の展開》

1 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の 管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2)被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調 整の上に立って応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1)技術の指導

観光にぎわい部及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じ た時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技 術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稲、小麦、大豆の種子の確保に努める。 必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な 指導及び助言を依頼する。

- (3) 園芸種子の確保、あっせん 府は、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。
- (4) 病害虫の防除

観光にぎわい部は、府その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を 活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

3 畜産応急対策

伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要 な伝染病防疫対策を実施する。

第13節 義援金品の受付・配分

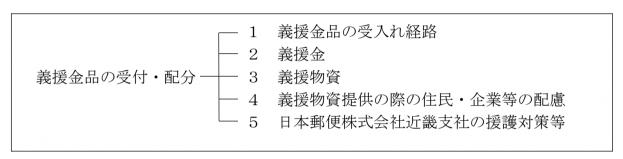
実施担当

健康福祉部

《基本的な考え方》

市は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受付けるとともに、関係機関と協議して配分を実施する。

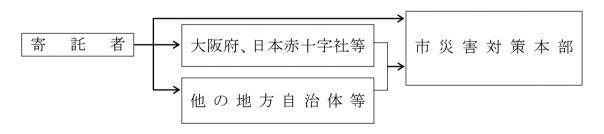
《対策の体系》



《対策の展開》

1 義援金品の受入れ経路

市への義援金品は、次に例示する経路で寄託され、健康福祉部が担当する。



2 義援金

(1) 受付

- ア 市に寄託される義援金は、健康福祉部が受付窓口を開設して受付ける。
- イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行す る。

(2) 保管及び配分

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設けるなど、適切に保管する。また、配分にあたっては、関係機関等と配分方法や周知方法などについて協議・決定の上で行う。

3 義援物資

(1) 受付

- ア 市に寄託される義援物資は、健康福祉部が受付窓口を開設して受付ける。
- イ 義援物資の申し出があった場合は、以下の事項について確認し、申出受付 簿を作成する。
 - ① 受付時間
 - ② 受付担当者
 - ③ 提供者氏名、連絡先
 - ④ 物資の内容及び数量
 - ⑤ 輸送手段及び到着日時
 - ⑥ 輸送先 (物資集積所)
- ウ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行 する。
- エ 必要とする物資を明確にし、原則、長期保存が困難な物は受け入れない。

(2) 保管、輸送

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積所等で保管する。 また、物資集積所等から配分場所(指定避難所等)までの輸送は、輸送班 が実施する。

(3)配分

健康福祉部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配 分基準を定め、早期に配分を実施する。

4 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。また、可能であれば市への寄付金や義援金として提供してもらえるように依頼する。

府及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

5 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、 被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定め る法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4)被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必 要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣 の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(空白)

[事故等災害応急対策]

この計画は、第1節から第4節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定めるものである。

なお、記載事項以外の対応やその他の大都市圏特有の事故についても、防災関係機関は災害の対応に応じ「風水害応急対策・復旧対策」、「地震災害応急対策・復旧対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策等を講ずるものである。

第1節 林野火災等応急対策

実施担当

枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団

《基本的な考え方》

市は林野火災等が発生するおそれがある場合火災警戒活動を行い、大規模な林野火災等が発生した場合は、防災関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

《施策の体系》

林野火災等応急対策 1 火災の警戒 2 林野火災 3 市街地火災

《対策の展開》

1 火災の警戒

(1) 火災気象通報

ア 通報区域

市町村を単位とした区域を明記して通報する。

イ 涌報基準

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

- ・最小湿度40%以下で、実効湿度60%以下
- ・(陸上)平均風速12メートル以上

通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には、 火災気象通報として通報しないことがある。

ウ 通報内容及び時刻

- ① 毎日午前5時頃に、翌朝9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。
- ② この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に火災気象通報と明示し、注意すべき事項を付加して通報する。
- ③ 午前5時頃の通報内容と異なる強風注意報又は乾燥注意報を発表した場合は、当該発表を以て火災気象通報に代えることとする。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該

当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる人は、警報が解除されるまで枚方寝屋川消防組合が指示する火の使用制限に従う。

(4) 住民への周知

市長公室及び枚方寝屋川消防組合は、防災行政無線、広報車などを利用し、 又は状況に応じて自主防災組織などと連携して、住民に警報を周知する。周 知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

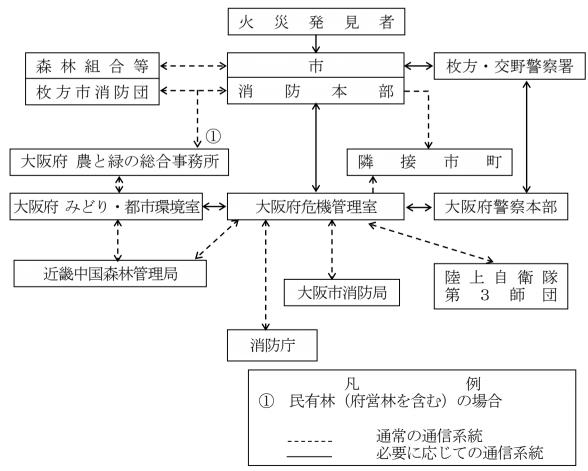
2 林野火災

(1) 火災通報等

枚方寝屋川消防組合は、火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- ア 焼損面積5ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達経路



(3)活動体制

市及び枚方寝屋川消防組合は、林野火災の規模に応じた本部体制をとり、 火災防ぎょ活動を行う。

ア 現地指揮本部の設置

- ① 林野火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- ② 火災規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- ③ 火災が拡大し、市及び枚方寝屋川消防組合だけでは十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備の要請を行う。

イ 林野火災対策本部の設置

- ① 隣接市町等に応援要請を行った場合、林野火災対策本部を設置する。
- ② 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。
- ③ 警戒区域、交通規制区域の指定を行う。
- ④ 大阪市消防局航空隊に対し空中消火の要請を行うか、又は知事へ依頼する。
- ⑤ 火災規模等を勘案して、知事に対する広域航空消防の応援要請又は自衛 隊派遣要請の要求を検討する。
- ⑥ 応援部隊の受入れを準備する。

3 市街地火災

市及び枚方寝屋川消防組合は、市街地における火災が延焼・拡大し、単独では 十分に火災防ぎょ活動ができない場合には、協定締結市町、府等に応援を要請し、 相互に密接な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

第2節 市街地災害応急対策

実施担当

枚方寝屋川消防組合

《基本的な考え方》

市は中高層建築物等、市街地のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

《施策の体系》



《対策の展開》

1 ガス漏洩事故

- (1)消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生簡所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街(地階)にあっては、原則として当該地下街(地階)全体及びガス漏れ場所から半径 100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、枚方・交野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助·救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断
 - ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社(都市ガスの場合)、 または、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所(LPガス の場合)が行う。
 - イ 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが 予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと 認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、 直ちにその旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。

2 火災等

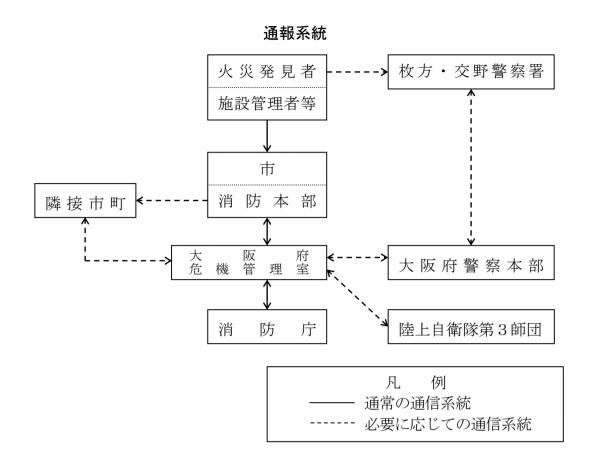
- (1) 消火活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2)活動期における情報収集、連絡
- (3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- (4) 中高層建築物、地下街(地階)等の消防用設備の活用
- (5) 中高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6)浸水、水損防止対策

3 中高層建築物、地下街(地階)の管理者等

- (1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街(地階)の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地下街(地階)の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の 避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3節 危険物等災害応急対策

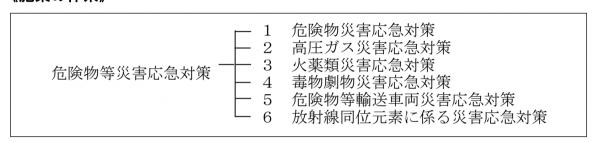
実施担当

危機管理部、健康福祉部、環境部、枚方寝屋川消防組合

《基本的な考え方》

市及び枚方寝屋川消防組合は火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との緊密な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、周辺住民に対する危害防止を図る。

《施策の体系》



《対策の展開》

1 危険物災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 枚方寝屋川消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物 取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよ う指導する。
 - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措 置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(4) 応援の要請

市長及び枚方寝屋川消防組合消防長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により市町村長等に対し応援を要請する。

(5) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統 発 見 者 関係事業所の管理者 枚方·交野警察署 危険物保安監督者 危険物取扱者等 市 大阪府警察本部 隣接市町 消 防 本 部 大阪府 消防保安課 危機管理室

庁

消

防

凡 例 ---- 通常の通信系統 ----- 必要に応じての通信系統

陸上自衛隊第3師団

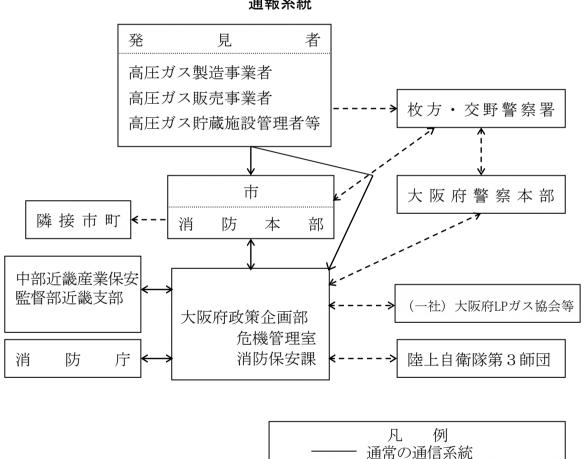
高圧ガス災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、 災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広 報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、関係機関と密接な連携 をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じ ること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、 容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の 緊急措置を講ずる。

(2) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



通常の通信系統 必要に応じての通信系統

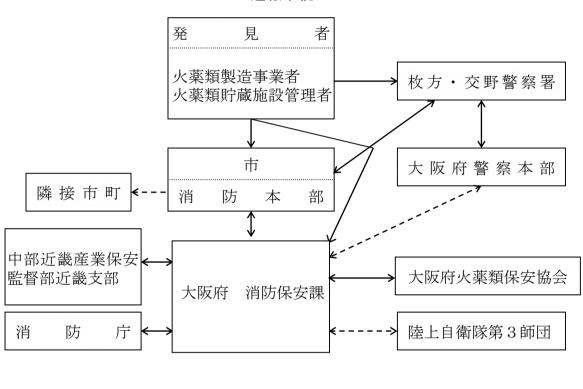
3 火薬類災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、 災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広 報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、関係機関と密接な連携 をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

(2) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統

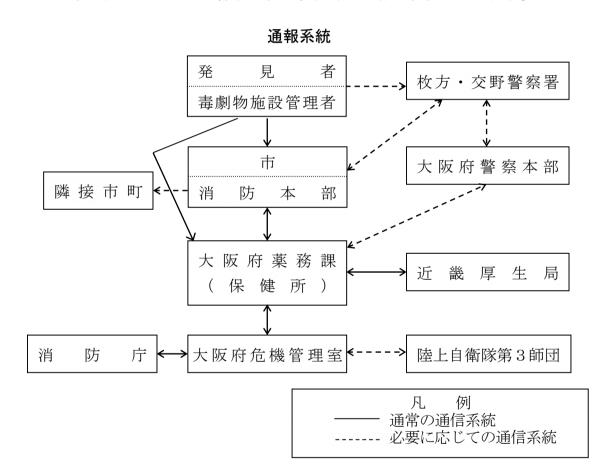


凡 例 ----- 通常の通信系統 ----- 必要に応じての通信系統

4 毒劇物災害応急対策

- (1) 市は、府、枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 市は、毒劇物施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏えい、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。
- (3) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



5 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 枚方寝屋川消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物輸送車両による事故が発生した場合は、枚方・交野警察署等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物応急対 策等に準じて実施する。

6 放射性同位元素に係る災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (3) 応急対策の内容
 - ア 関係機関への情報連絡及び広報
 - イ 放射線量の測定
 - ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
 - エ 付近住民等の避難
 - オ 危険区域の設定と立入制限
 - カ 交通規制
 - キ その他災害の状況に応じた必要な措置

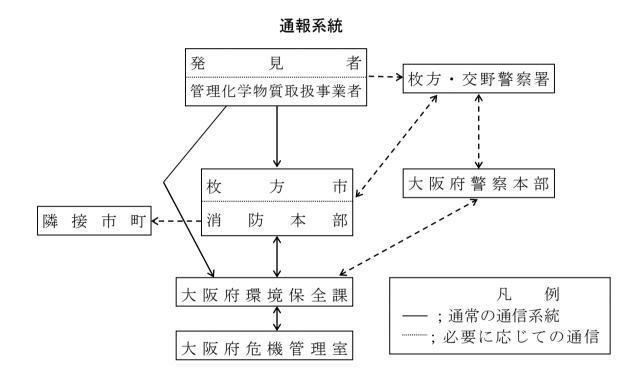
7 管理化学物質災害応急対策

(1) 市は大阪府及び枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、 負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実 施する。

また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、 管理化学物質を扱う施設の管理者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じ るよう指示する。

(2) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4節 突発重大事故に対する応急対策

実施担当

危機管理部、総務部、健康福祉部、土木部、市立ひらかた病院、枚方 寝屋川消防組合、枚方市消防団

《基本的な考え方》

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故(交通事故)、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指し、これらの災害は最近大きな社会不安を招いている。市及び関係機関は、こうした突発重大事故の際には、相互に連携をとり、的確な応急対策に努める。

《対策の体系》

突発重大事故に対する応急対策 -

─ 1 対応措置

- 2 事故処理

3 情報収集伝達体制

《対策の展開》

1 対応措置

(1)通報

市内において突発重大事故を発見した人は、直ちに市、最寄りの警察署 (派出所) 又は枚方寝屋川消防組合等に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
枚方市役所	_	072-841-1221
枚方警察署	110	<i>n</i> −845−1234
交野警察署	110	<i>n</i> −891−1234
枚方寝屋川消防組合	119	<i>n</i> −852−9800
枚方市消防団	_	<i>"</i> −841−1221

(2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、関係機関は、救助、救急医療その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する(必要に応じて、前線指揮本部を設置する)。

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や規模等に応じて実施する。

(3)情報の収集・伝達

危機管理部、府及び当該事故の関係機関等は、情報の収集に十分な連絡を 取り、相互に交換する。(情報収集伝達経路等は「3 情報収集伝達体制」 の項参照)

(4) 救助、救急医療活動

ア 市立ひらかた病院及び当該事故関係機関

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 負傷者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

イ 枚方市保健医療調整本部

市長は、事故の状況により、必要に応じて枚方市保健医療調整本部を設置し、三師会等に連絡を取り、直ちに医療救護班による現地での医療・救護活動を行うとともに、枚方医師会等の医療施設においても受入れ体制の確保に努める。

(5)消防活動

枚方寝屋川消防組合及び枚方市消防団は、消防活動等災害拡大防止を迅速 かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(6) 救援物資の輸送

総務部、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(7) 応急復旧用資機材の確保

十木部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

枚方・交野警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに 必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2 事故処理

当該事故関係機関は、枚方・交野警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場 及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

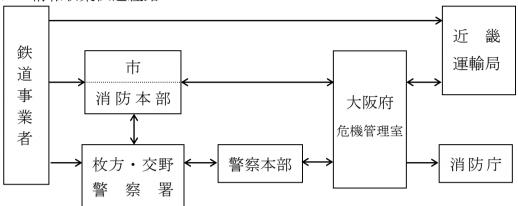
3 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 列車事故

ア 情報収集伝達経路

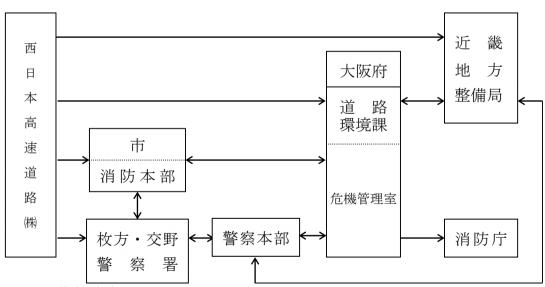


イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事

〔風水害等復旧復興対策〕

風水害等災害復旧復興対策の市が行う復旧復興措 置等については、市災害対策本部が設置された場合 における各部の活動を記述している。

なお、市災害対策本部を設置する前又は設置しない場合の活動は、市災害対策本部の組織の活動に準 じて行う。

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

第1 罹災証明書の交付等

実施担当

市民生活部、関係部局

《基本的な考え方》

市は、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害調査等に基づき罹災証明書の交付など必要な措置を講ずる。

《施策の展開》

1 罹災証明書の交付(災害対策基本法第90条の2)

市民生活部は災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2 証明の範囲

住家の被害その他市長が定める種類の被害について証明する。

3 被災者台帳の作成(災害対策基本法第90条の3)

市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、 配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総 合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2 被災施設の復旧

実施担当

全部局

《基本的な考え方》

市は、被害の程度を調査・検討し、府と連携・協力し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

住民の意向を尊重し、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

《対策の展開》

1 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握 し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分に連絡調整を図り計画を作成 する。

2 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2)農業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7)公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設等災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び府が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、 査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、 同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

- (1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの
 - ア 公共十木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - 工 土地区画整理法
 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法津
 - キ 予防接種法
 - ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、 予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫負担する。
 - ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (2) 激甚災害に係る財源援助措置
 - *本節第3「激甚災害の指定」を参照

4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、府、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3 激甚災害の指定

実施担当

本部事務局 (危機管理部)、総合政策部

《基本的な考え方》

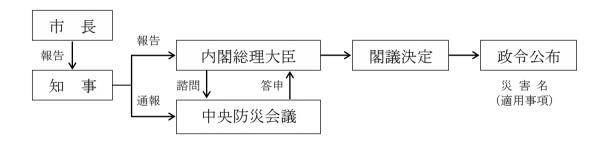
市は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の 財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。) に 基づく援助、助成等を受けて適切な復旧計画の実施に努める。

《対策の展開》

1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。(災害対策基本法第53条第1項)
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、この災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条第2項)
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の 意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。(激甚法第 2条第3項)
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4)被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

激甚災害には、資料編第6章1に示す「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日/中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり)と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日/中央防災会議決定)の2つの指定基準がある。

4 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2)農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第4 特定大規模災害

実施担当

本部事務局 (危機管理部)

《基本的な考え方》

市は、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度に基づき、支援を要請する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

第1 災害弔慰金等の支給

実施担当

危機管理部、健康福祉部

《基本的な考え方》

市及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、市条例の定めるところにより見舞金を支給し、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

《対策の展開》

1 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

対象となる 災 害	ア 枚方市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上 ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以 上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県 が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。 ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
支 給 額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の人が死亡した場合 250万円

2 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

対象となる 災 害	災害弔慰金に同じ	
--------------	----------	--

支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する治 掲げる程度の障害を有する人となった者	法律」別表に
支 給 額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 イ その他の人が障害を受けた場合	250万円 125万円

3 枚方市災害見舞金品(枚方市災害見舞金品等給付条例)

対象となる 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火 災(ただし、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる場 合を除く。)
支給対象	ア 災害により市内において現に居住している家屋に被害を受けた世帯主…災害見舞金 イ 災害により市内において現に居住している家屋又は現に使用している家財道具に被害を受けた世帯の世帯主…災害見舞品ウ 災害により市内において負傷した人…負傷見舞金エ 災害により市内において死亡した人の遺族…死亡弔慰金

第2 災害援護資金・生活資金等の貸与

実施担当│健康福祉部、枚方市社会福祉協議会

《基本的な考え方》

市及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被害を受けた人に対して災害援護資金の貸与を行うとともに、府要綱に定めるところにより災害援護資金の貸与を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

《対策の展開》

1 災害援護資金の貸付

自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資する災害援護資金の貸付を行う。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、府社会福祉協議会が低所得者 世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われ るよう必要な措置を講ずる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得 世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下)を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

実施担当

関係部局(市民生活部)

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和 の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

《対策の展開》

1 市税

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び市税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

(2) 徵収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3)減免

災害により被害を受けた納税義務者等が市税を納付することができないと きは、市税条例及び市税条例施行規則に定めるところにより市税の減免を行う。

税		-	∃		減	免	\mathcal{O}	内	容	
個 人 の 市 民 税 (個人の府民税含む)				被災し	た納税	養務者の	状況に	応じてネ	咸免を行う	0
固	資	産	税	災害に	より生	じた被害	の程度	に応じ	て減免を行	う。
そ 0	他	0	税	災害に	より生	じた被害	の程度	に応じ	て減免を行	う。

2 府税・国税

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府税条例の 規定に基づき、期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に 講じる。

3 その他の減免措置

府及び市は、条例等に基づき、その他制度の減免措置を行う。

第4 住宅の確保

実施担当

都市整備部

《基本的な考え方》

市は、関係機関と連携し、速やかに住宅の被害状況の把握に努め、災害により住居を失った人の住宅の確保並びに自力で住宅を確保する人に対し、幅広い支援に努める。なお、下記に基づき、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

《対策の展開》

1 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を設置して、住民からの修繕、新築、融資等の相談、及び情報の 提供を行う。また、必要に応じて建築関係団体への協力を要請する。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、府が策定する復興に関する方針及び市が策定する復興に関する計画に基づき、住宅復興計画を策定する。

3 公共住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供 給促進に努める。

- (1)公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用 既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅 として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象と して、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け 優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

府と協力・連携して、住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に 基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要 な措置を講ずる。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に 法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

実施担当

健康福祉部

《基本的な考え方》

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、罹災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

《対策の展開》

1 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。) が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- イ 10以上の世帯の住家住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る

自然災害

ウ 100以上の世帯の住家住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る 自然災害

(3) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体 した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難で ある世帯(大規模半壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)

(4) 支給額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
 - ① 上記(3)ア~ウの世帯 100万円
 - ② 上記 (3) エの世帯 50万円 ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)
 - ① 住宅を建設又は購入した場合

上記(3)ア〜エの世帯 200万円

上記(3)オの世帯 100万円

② 住宅を補修した場合

上記(3)ア〜エの世帯 100万円

上記(3)オの世帯 50万円

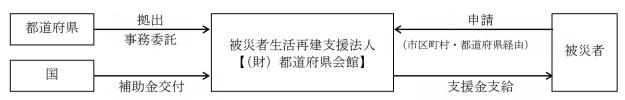
③ 住宅を賃借した場合(公営住宅を除く)

上記(3)ア〜エの世帯 50万円

上記(3) 才の世帯 25万円

- ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。 (中規模半壊世帯は1/2)
- ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。
- (5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復旧支援

実施担当

観光にぎわい部

《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

《対策の展開》

1 資金需要の把握・調査

国や府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

2 資金の融資

- (1) 府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。
- (2) 枚方市小企業事業資金融資制度、同資金に対する信用保証料の補給及び利子 補給制度等を活用し、被災した中小企業の復興と発展向上に努める。

3 中小企業者に対する周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、政府系金融機関の融資、府の災害等対 策資金及び経営安定資金の融資など、国・府が行う支援制度について中小企業者 に周知する。

第4節 農業関係者の復旧支援

実施担当

観光にぎわい部

《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

《対策の展開》

1 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。

2 資金の融資

- (1) 農業協同組合等の協力を得て、府と協力・連携して被災した農業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。
- (2) 天災融資資金、農林水産業資金、大阪府農林漁業経営安定資金をはじめ、枚 方市農業資金利子補給制度等を活用し、被災した農業関係者の施設の復旧及び 経営の維持安定に努める。

3 農業関係者に対する周知

農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

第5節 ライフライン等の復旧

上下水道局、大阪広域水道企業団、

大阪府都市整備部、大阪府枚方土木事務所、

関西電力送配電株式会社(大阪支社枚方配電営業所)、

大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)、

西日本電信電話株式会社 (関西支店)、

近畿地方整備局大阪国道事務所、

西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社

日本放送協会、民間放送事業者

《基本的な考え方》

実施担当

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

《対策の展開》

1 水道(市、大阪広域水道企業団)

(1) 復旧計画

- ア 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、 作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優 先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難 易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

2 下水道(市、府(都市整備部))

(1) 復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、 作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優 先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難

易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

3 電力 (関西電力送配電株式会社 (大阪支社枚方配電営業所))

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。なお、被害状況を総合的に把握するため、電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、 官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、 各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も 大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火 災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部))

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の 情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信(西日本電信電話株式会社(関西支店))

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程 の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を 優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復 旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に 伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を 用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

6 共同溝·電線共同溝(市、府(枚方土木事務所)、近畿地方整備局大阪国道事務所)

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の 情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘 案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

7 放送(日本放送協会、民間放送事業者)

(1) 復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査 し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備 を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道(西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社)

(1) 復旧計画

- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果 に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するもの とする。
- ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な 資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅 速な復旧に努める。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

9 道路(市、府(枚方土木事務所)、近畿地方整備局大阪国道事務所)

(1) 復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の 情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、 措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの 応援を受ける。
- エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが 管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請が あり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市 町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認 められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うこ とができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 復興の基本方針

実施担当

全部局

《基本的な考え方》

市は、被災者の生活再建を支援し、住民とともに災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりに努める。

《対策の展開》

1 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

2 市における復興に向けた取組み

- (1) 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、 地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設 置する。
- (2) 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に 即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

(3) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様

な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- ア 復興計画の区域
- イ 復興計画の目標
- ウ 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地 利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他 内閣府令で定める事項
- オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は 事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関す る事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興事業の実施に関し必要な事項